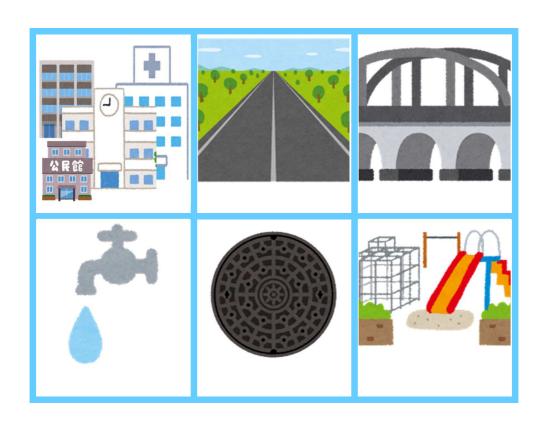
多治見市公共施設等総合管理計画 (改定版)



平成 28 年 3 月 (令和 4 年 3 月 改定)

多治見市

一 目次 一

第 1 章	す 計画のあらまし
1	計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	└-1 背景
1	1-2 目的
1	1-3 計画の改定
2	計画の位置づけ3
2	2-1 計画の位置づけ・各種計画との連携
3	計画期間
4	対象施設
	(1)公共施設(建築物)
	(2) インフラ施設
第2章	軍 公共施設等の現状及び課題
1	人口の現状と見通し
1	L-1 人口の現状 ······ 8
1	L-2 人口の見通し ······ 8
	(1) 人口推計の前提
	(2) 人口推計
1	L-3 年齢別割合の推移 ······ 9
2	財政の現状と課題
_	2-1 財政全般の現状と課題
2	2-2 財政状況の推移
	(1) 歳入の推移
	(2) 歳出の推移
	(3) 市債残高の推移
2	2-3 実行計画期間内における財政判断指数
	(1) 財政判断指数の推移
	(2) 財政判断指数の見込み
	2-4 今後の見通し
	対象施設の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・14
3	3-1 公共施設(建築物)の現状と課題
	(1) 公共施設(建築物)の現状(施設保有量と推移)
	(2)公共施設(建築物)の課題
3	3-2 インフラ施設の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	(1) インフラ施設の現状(施設保有量と推移)
	(2) インフラ施設の課題
4	2.00
	4-1 公共施設(建築物) ·····17
4	4-2 インフラ施設 ······18
	(1) 道路、橋梁
	(2) 上水道
	(3)下水道
	(4) 公園

Ę	5	公共	施設等有形固定資産の老朽化状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	5	5-1	有形固定資産減価償却率の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・20
	5	5-2	有形固定資産減価償却率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・20
	5	5-3	施設別 有形固定資産減価償却率21
	5	5-4	将来負担比率と有形固定資産減価償却率による組合せ分析 ・・・・・・・21
6	3	公共	施設等の中長期的な経費の見込み ・・・・・・・・・・・・・・23
		(1))従来型(耐用年数時で建替え・更新)
		(2))長寿命化型(目標使用年数で建替え・更新)
第:	3 章	1 公	共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
-	1	- •	の課題に関する基本認識 ······25
2	2		施設等マネジメントの基本方針26
3	3	公共	施設等の管理に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・27
	į	3-1	点検・診断等の実施方針27
	į	3-2	維持管理・修繕等の実施方針 ・・・・・・・・・・27
	į	3-3	安全確保の実施方針27
	S	3-4	耐震化の実施方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	S	3 – 5	適正配置 (統合・廃止等) の実施方針 ・・・・・・・・28
		3-6	長寿命化の実施方針 ・・・・・・・・・・28
	S	3-7	ユニバーサルデザイン化の推進方針28
2	1	目標	- · · -
		1 – 1	公共施設 (建築物) の目標29
	4	1-2	インフラ施設の目標 ・・・・・・・・・・・29
竿 /	1 ਵ	等	共施設等マネジメントの推進体制
•	T = [施設等マネジメントの推進体制 ······30
-		1 - 1	
		1-2	情報管理・共有の方策(固定資産台帳の活用) ・・・・・・・・31
		1-3	職員の意識啓発
	1	1-4	議会・市民との情報共有
2			確保等の方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
		2-1	補助制度・起債等の活用32
	2	2-2	広域連携
	2	2-3	民間活力導入 (PPP/PFI等) の検討 · · · · · · 32
	2	2-4	保有する公共施設等の有効活用 ・・・・・・・・・・・32
	2	2-5	その他の財源確保32
ę	3	公共	施設等マネジメントサイクルの形成 ・・・・・・・・・・・33
			PDCAサイクル · · · · · · 33
₩ -		<u>-</u>	-1.牧田 → L の体理に関すて甘ナやかかナタ!
第			設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (本学) (建筑物)
-	L		施設(建築物) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1-1	現状及の課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	J	L – Z	

(1)点検・診断等の実施方針
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
(3) 耐震化の実施方針
(4) 適正配置(統合・廃止等)の実施方針
(5)長寿命化の実施方針
2 インフラ施設(道路、橋梁)40
2-1 現状及び課題40
2-2 基本方針40
(1) 点検・診断等の実施方針
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
(3) 耐震化の実施方針
(4) 適正配置(統合・廃止等)の実施方針
(5) 長寿命化の実施方針
3 インフラ施設(上水道)42
3-1 現状及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
3-2 基本方針42
(1)点検・診断等の実施方針
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
(3) 耐震化の実施方針
(4)適正配置(統合・廃止等)の実施方針
(5) 長寿命化の実施方針
4 インフラ施設(下水道)4
4-1 現状及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4-2 基本方針 ······4
(1) 点検・診断等の実施方針
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
(3) 耐震化の実施方針
(4) 適正配置(統合・廃止等)の実施方針
(5) 長寿命化の実施方針
5 インフラ施設 (公園) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5-1 現状及び課題46
5-2 基本方針46
(1) 点検・診断等の実施方針
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針
(3) 適正配置(統合・廃止等)の実施方針
(4) 長寿命化の実施方針
資料編
1 公共施設(建築物)一覧47
2 用語の解説

第1章 計画のあらまし

1 計画策定の背景と目的

1-1背景

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い建設された公共施設が多く存在しており、本市においても1970、80年代に郊外の団地開発を盛んに行い、建築物やインフラの整備を進めてきました。これらの施設等はすでに整備後40年以上を経過したものが多く、今後一斉に更新時期を迎えることとなります。

一方で、今後生産年齢人口の減少により税収が減り、全ての施設を更新、又は維持するには 厳しい財政状況にあります。また、少子化・高齢化により公共施設等の利用者層や需要状況も 大きく変化してくることが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、 長期的な視野をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財源負担を軽 減・平準化するとともに、公共施設等の最適な維持管理・運営等を実現することが必要となっ ています。

こうした状況の中、国は平成25 (2013) 年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体においても「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成26年4月)」により国の動きと歩調をあわせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画(行動計画)」を策定するよう要請してきました。このことを受け、本市においても平成27 (2015) 年度に本計画を策定し、続いて公共施設(建築物)及びインフラ施設ごとの個別施設計画を策定いたしました。

現在、その計画に基づき、施設の集約・統廃合、長寿命化及び耐震化の推進、並びに適切な維持管理・更新等を計画的に実施しながら、持続可能な施設整備を進めてきているところです。

なお、本計画は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(総務省:平成26(2014)年4月、平成30(2018)年2月改訂)」及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項(総務省:令和3(2021)年1月)」に基づき、見直すものです。

1-2 目的

本計画は、計画策定の背景を踏まえ、公共施設等の建設時期や耐震改修などの現状から課題を整理し、安全で快適な施設を長きにわたって確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を設定しています。

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とします。

1-3 計画の改定

本計画は、国の指針に従い公共施設(建築物)及び各インフラ施設の「個別施設計画」を反映させた改定内容となっています。

なお、主な改定箇所は次のとおりです。

≪主な改定箇所(追加項目等)≫

	項目	記載箇所
1	計画期間	第1章 3
2	公共施設等の保有量の推移	第2章 3
3	過去に行った対策の実績	第2章 4
4	有形固定資産減価償却率の老朽化状況	第2章 5
5	公共施設等中長期的な経費の見込み(各種個別施設計画の反映)	第2章 6
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	第3章 3-7
7	数値目標の設定	第3章 4
8	情報管理・共有の方策(固定資産台帳の活用)	第4章 1-2
9	議会・市民との情報共有	第4章 1-4
10	広域連携	第4章 2-2
11	民間活力導入(PPP/PFI等)の検討	第4章 2-3
12	保有する公共施設等の有効活用	第4章 2-4
13	PDCAサイクル	第4章 3-1

2 計画の位置づけ

2-1 計画の位置づけ・各種計画との連携

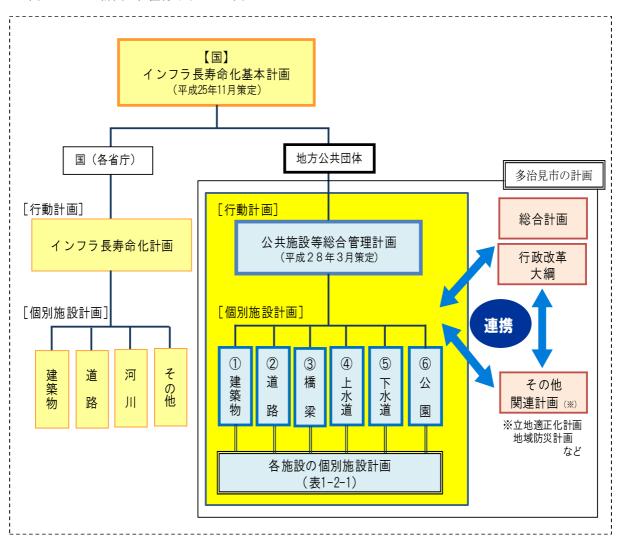
この公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」を踏まえ、本市が所有する公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための方針を示した「行動計画」として策定したものです。

本計画はすべての市有公共施設等の基本方針を定めた計画です。よって、公共施設(建築物) 及びインフラ施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な内容、並びに計画 時期を示した「個別施設計画」を策定するための指針として、個別施設計画の上位計画として 位置付けられています。

あわせて、本計画は個別施設計画とともに市の政策の最上位計画である「多治見市総合計画」 及び「多治見市行政改革大綱」や、公共施設等に関連する「多治見市立地適正化計画(平成31年3月)」等のその他各種計画と連携を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や 機能を踏まえた横断的な内容といたします。

なお、第7次多治見市総合計画(後期計画期間 令和2 (2020) ~ 5 (2023) 年度)及び第9次行政改革大綱(計画期間:令和3 (2021) ~ 6 (2024)年度)では、政策の柱に本計画の内容を踏まえた公共施設等の計画的施設管理を掲げ、全庁的な取組みを進めているところです。

≪図1-2-1 計画の位置付けイメージ図≫



各施設の個別施設計画は次の表に示すものです。

≪表 1-2-1 各個別施設計画一覧≫

		施設	計画					
	分類	種別	計画名	策定·改定 年月				
	①建築物	建築物	多治見市公共施設適正配置計画 多治見市公共施設長寿命化計画	H31. 02 R02. 03				
建築物			≪分類別詳細計画≫・調理場整備計画・児童館整備計画・学校施設整備計画・公営住宅等長寿命化計画・屋外スポーツ施設長寿命化計画	H30. 08 H31. 03 R02. 01 R02. 03 R04. 03				
	②道 路	市道、林道、農道、トンネル	舗装の個別施設計画 多治見市トンネル長寿命化修繕計画	R03. 03 R04. 03				
イ	③橋 梁	歩道橋 橋梁	多治見市横断歩道橋長寿命化修繕計画多治見市道路橋長寿命化修繕計画	R03. 03				
- ンフラ施設	④上水道	管路施設 (配水管)、ポンプ場、配水 池	多治見市水道事業基本計画	H29. 03				
施設	⑤下水道	管路施設(排水管)、処理場、 ポンプ場、雨水貯留施設、汚泥混焼 施設、マンホールポンプ場	多治見市下水道ストックマネジメント計画	Н31.03				
		農業集落排水施設	多治見市農業集落排水施設最適整備構想	R02. 02				
	6公 園	都市公園・児童遊園等	公園施設長寿命化計画	Н31. 03				

3 計画期間

本計画の計画期間は、当初計画で平成28年度(2016)から令和7年度(2025年)までの<u>10年</u> <u>間</u>としていましたが、長期的な計画が必要であること、及び関係計画である「多治見市公共施設適正配置計画」の計画終了時期にあわせ、平成28年度(2016)から<u>令和40年度(2058年)までの43年間に期間を延長</u>するものとします。

なお、今後の社会情勢(人口推移、財政状況、社会ニーズ等)、及び本市の総合計画や行政 改革大綱との調整の必要性から、総合計画の策定時期にあわせ、4年毎に見直しを行っていく ものとします。ただし、見直し時期以前であっても、必要があれば適宜計画を見直すものとし ます。

≪計画期間≫

改定前: 平成 28 年度 (2016) ~ 令和 7 年度 (2025 年) 10 年間 改定後: 平成 28 年度 (2016) ~ 令和 40 年度 (2058 年) 43 年間 (今後: 令和 4 年度 (2022) ~ 令和 40 年度 (2058 年) 37 年間)

≪図1-3 計画見直しイメージ図≫

年度		R2~5 (2020~2023)			R14~21 (2032~2039)		R22~29 (2040~2047)		R30~40 (2048~2058)		
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		7次総合計画	8次総1	合計画	9次総合	計画	10次総1	合計画	11次総合	収総合計画	
総合計画	総合計画		前期計画	後期計画	前期計画	後期計画	前期計画	後期計画	前期計画	後期計画	
行政改革大綱		… 9次行革	10次行革	11次行革	12次行革	13次行革	14次行革	15次行革	16次行革	17次行革	
公共施設等 総合管理計画	<u>今回改定</u> (R03年度)	計画 見直し	見直し連動			総合管理	理計画				
	計画見直し		計画 見直し				総合管理	里計画			
	計画見直し	見直し	- 連動	計画見直し				総合管	理計画		
個別施設計画 ·公共施設適正配置計画	策定 (適配: H30年度) (長寿: R01年度)	実行計画				展望	計画				
·公共施設長寿命化計画	計画見直し	計画 見直し	実行計画				展望計画				-
	計画見直し		計画見直し	実行計画			展望記	計画			
	計画見直し			計画見直し	実行計画			展望計画			

4 対象施設

本計画で対象とする施設は、次の表にある市が所有する公共施設等(建築物及びインフラ施設)とします。

(1)公共施設(建築物)

令和3年4月現在

上八海		施設(機)	能)数	総延床面積(m²)		
大分類	中分類	分類別	小計	分類別	小計	
	庁舎	2		18,594		
	地区事務所	11		669		
行政系施設	消防施設	4	50	6,702	29,638	
	消防分団車庫	19		1,998		
	その他行政系施設(倉庫等)	14		1,675		
	小学校	13		94,765		
学长券本 玄坛凯	中学校	8	27	64,124	100 704	
学校教育系施設	調理場等	5	21	7,216	166,724	
	その他教育施設	1		619		
	公民館	9		12,429		
市民文化系施設	図書館	3	20	3,901	38,662	
川氏文化糸旭叔	博物館等	4	20	5,587		
	その他市民文化系施設	4		16,745		
	高齢福祉施設	3	8	2,530	8,920	
福祉施設	障害福祉施設	1		349		
怕似他议	児童福祉施設	2		1,465		
	その他社会福祉施設	2		4,576		
	保育園	9		10,899		
子育て支援施設	幼稚園	5	27	4,841	21,637	
	児童館・児童センター	13		5,897		
産業系施設		2	2	8,869	8,869	
スポーツ施設	体育館	2	10	12,485	15 225	
スホーノ旭設	屋外体育施設	8	10	2,850	15,335	
廃棄物処理施設		5	5	31,538	31,538	
公営住宅		16	16	54,505	54,505	
病院施設		2	2	19,899	19,899	
	駐車場	4		15,329	_	
他施設	その他 (火葬場、陶磁器意匠研究所等)	15	19	7,650	22,979	
			186		418,706	
		アカン /5		++-n + + no		

『多治見市公共施設白書 R3 年度版』より

(2) インフラ施設

令和3年4月現在

17 T = 2 7 MBHZ							
分類	種別	施設数					
	市道 (延長)	662, 271	m				
	(面積)	4, 437, 151	m²				
	トンネル	27	m				
担 龄	林道	21, 227	m				
	農道	19, 162	m				
	歩道橋	8	橋				

橋梁	橋梁 橋長 15m以上	82	基
/ 简米	" 橋長 15m未満	191	基
	管路施設 (配水管)	727, 295	m
上水道	ポンプ場	8	箇所
	配水池	23	箇所
	管路施設 (排水管)	664, 401	m
	処理場	3	箇所
	ポンプ場	8	箇所
下水道	雨水貯留施設	2	箇所
	汚泥混焼施設	1	箇所
	マンホールポンプ場	81	箇所
	農業集落排水	1	箇所
	都市公園 (箇所数)	135	箇所
公園	(面積)	1, 569, 488	m²
	児童遊園等	138	箇所

『各個別施設計画』等より

第2章 公共施設等の現状及び課題

1 人口の現状と見通し

今後、人口減少等により税収が減り、全ての公共施設等を更新するには厳しい財政状況にあります。また、少子化・高齢化により公共施設等の利用者層や需要状況が実際に大きく変化することが予想され、現在ある機能を維持しながら利用者ニーズに合わせて柔軟に対応できる供給体制が必要となります。

1-1 人口の現状

平成12 (2000) 年の国勢調査において115,740人だった多治見市の人口は、令和9 (2027) 年には10万人を下回り、令和42年には60,587人になると推計しています。人口が10万人を下回ると、都市としての利便性が低下し人口減少を加速させるおそれがあり、このような負の連鎖を断ち切るため、自然動態・社会動態の改善に努め、令和22 (2040) 年までは「10万人維持」を人口目標としています。

1-2 人口の見通し

(1) 人口推計の前提

平成30(2018)年10月に「第7次多治見市総合計画後期計画策定に伴う将来人口推計」として、人口学的な検討に基づいた推計を行いました。この推計では、平成27(2015)年の国勢調査人口と、平成30(2018)年4月1日までの住民基本台帳を基に、コーホート要因法を用いて将来人口を求めました。

(2) 人口推計

本市は、昭和15 (1940) 年に市制施行後、近隣町村の編入等により人口を増やしてきました (図表2-1-2参照)。昭和40年代後半 (1971年ごろ) になり、郊外団地の開発が進み、人口 は大きく増加しましたが、平成17 (2005) 年の国勢調査では人口が減少に転じました。将来人口推計においても、減少を続け、令和9 (2027) 年頃に10万人を下回る見込みです。

一般的に人口減少は、「第1段階:高齢人口の増加(総人口の減少)」「第2段階:高齢人口の維持・微減」「第3段階:高齢人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされており、本市においては、令和17(2035)年頃までが第1段階、令和27(2045)年頃までが第2段階、それ以降が第3段階になる見込みです(表2-1-2参照)。

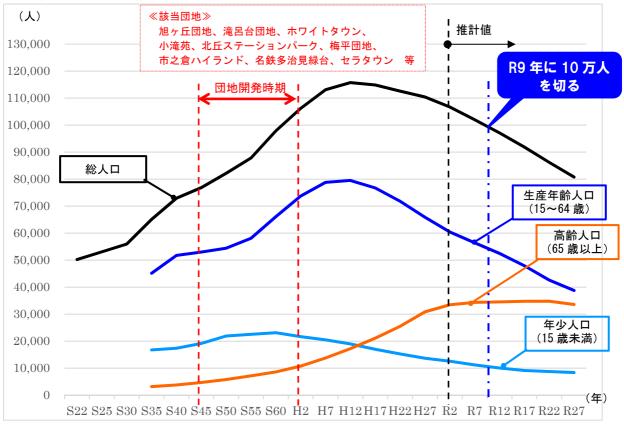
≪表 2-1-2 人口推計≫

(単位:人/%)

	総人口		年少	人口	生産年	三齢人口	高齢人口		
(年)	人口	対前回比	人口	対前回比	人口	対前回比	人口	対前回比	
H17	114, 876	▲ 0. 75	17, 001	▲ 10.40	76, 751	▲ 3. 48	21, 124	22. 47	
H22	112, 595	▲ 1. 99	15, 273	▲ 10. 16	71, 816	▲ 6. 43	25, 506	20. 74	
H27	110, 441	▲ 1. 91	13, 688	▲ 10.38	65, 896	▲8. 24	30, 857	20. 98	
R2	106, 732	▲ 3. 36	12, 576	▲ 8. 12	60, 430	▲ 8. 29	33, 479	8. 50	
R7	102, 002	▲ 4. 43	11, 216	▲ 10.81	56, 430	▲ 6. 62	34, 356	2.62	
R12	97, 125	▲ 4. 78	10, 074	▲ 10. 18	52, 511	▲ 6. 94	34, 540	0. 54	
<u>R17</u>	91, 865	▲ 5. 42	9, 154	▲ 9. 13	47, 937	▲8.71	34, 774	0.68	
R22	86, 209	▲ 6. 16	8, 775	▲ 4. 14	42, 640	▲ 11. 05	34, 794	0.06	
<u>R27</u>	80,772	▲ 6. 31	8, 390	▲ 4. 39	38, 781	▲ 9. 05	33, 601	▲ 3. 43	

『総務省 国勢調査』より

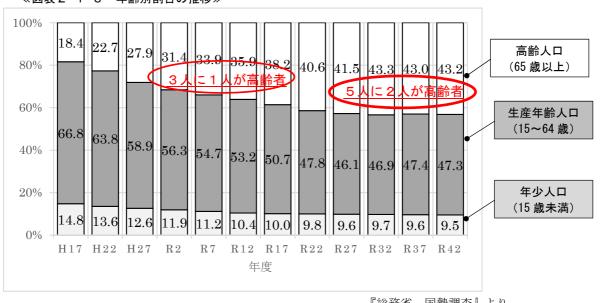
≪図表2-1-2 人口推計≫



1-3 年齢別割合の推移

生産年齢人口は、郊外団地の開発に伴う人口増加に伴い、昭和50年代から大幅に増加してき ましたが、平成17(2005)年に減少に転じました。本市では、総人口と生産年齢人口は連動し て増減しています。年少人口は、昭和60年(1985)をピークに減少を始めています。高齢人口 は、年々増加し、平成2(1990)年頃から大幅に増加しています。将来人口推計においても高 齢化は進み、令和6(2024)年頃に3人に1人が高齢者となる見込みです(図表2-1-3)。そ の後も高齢化が進み、人口減少の第3段階に入る令和27(2045)年頃には5人に2人が高齢者 となり、その状況が続く見込みです。

≪図表 2-1-3 年齢別割合の推移≫



2 財政の現状と課題

2-1 財政全般の現状と課題

本市は、平成8 (1996) 年に財政緊急事態宣言を発して以来、事務事業の見直し、民間委託の推進、人件費の削減などの行財政改革や市債(市の借金)の抑制を図り、財政の健全化に努めてきました。その結果、当初の目標を達成したため、平成13 (2001) 年にこの宣言を解除しました。また、平成13 (2001) 年度予算からは「多治見市財政改革指針」を策定し、引き続き財政の健全化に取り組んできました。

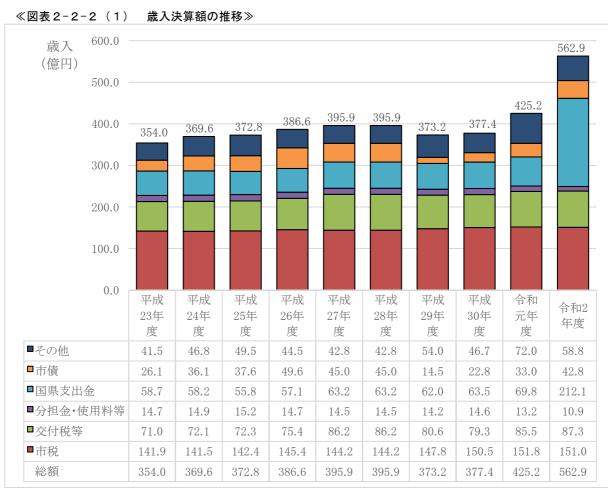
平成19(2007)年には、全国ではじめて財政運営の基本的事項を定めた「多治見市健全な財政に関する条例(平成19年12月17日 条例第48号)」を制定し、独自の指標を設け、健全な財政運営の目安としています。同条例は、財源の根拠をもって総合計画を策定しなければならないと規定し、総合計画事業の確実な実施を目指すものです。

これらの取組みの結果、本市の財政は健全な状態を維持していますが、今後、社会保障費の増加、市税収入の減少が見込まれる中、現在の財政状況を維持していくことが大きな課題となっています。

2-2 財政状況の推移

(1)歳入の推移

普通会計の歳入総額の推移は、図表 2-2-2 (1) に示すとおり、令和 2 (2020) 年度決算では、562.9 億円であり、このうち自主財源である市税は 151.0 億円で、その占める割合は、約 27%となっています。市税は、平成 22 (2010) 年度から増加傾向で推移しています。



※R2年度は、新型コロナウイルス対策により歳出額が増大しています。

(2)歳出の推移

普通会計の歳出(性質別)決算額の推移は、図表2-2-2(2)に示すとおり、令和2(2020) 年度決算では、約515.0億円となっています。このうち義務的経費の合計額は、約174.5億円 となっており、歳出に占める割合が約34%となっています。

歳出決算額については、年々増加しており、その主な要因は、福祉に関する支出である「扶 助費」、公共事業に関する支出である「投資的経費」、物品やサービスなどの購入に関する支出 である「物件費」です。

扶助費については、高齢化が進むことなどにより今後も増加が見込まれ、大きな財政負担と なることが予想されます。

投資的経費については、笠原義務教育学校の建設、笠原中央公民館と笠原児童館の統合、発 達支援センターの統合など、施設の統廃合や更新、大規模改修が今後も予定されていることか ら増加が見込まれます。

物件費については、施設の管理運営に係る費用が大部分を占めています。その中でも施設の 管理運営に係る管理委託料の割合が大きく、今後施設の統廃合を進める中で管理委託料を削減 していく計画ですが、扶助費及び投資的経費の増加と並んで市の財政を圧迫していくことが懸 念されます。

歳出 600.0 (億円) 515.0 500.0 388.6 400.0 365.2 364.4 351.6 346.3 351.3 347.8 345.4 335.3 300.0 200.0 100.0 0.0 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 平成30 令和元 令和2 年度 ■その他 33.6 40.7 42.9 36.5 33.4 38.9 36.7 28.2 42.6 154.0 ■繰出金 36.3 36.3 36.4 38.1 40.9 40.2 41.4 44.9 35.0 36.1 ■物件費 62.5 59.6 59.8 60.2 63.9 67.9 66.3 67.9 73.3 67.5 ■投資的経費 45.5 57.4 57.3 64.6 62.3 35.1 34.5 47.7 68.1 82.8 ■公債費 31.0 32.3 33.7 35.0 35.3 37.0 36.6 34.3 36.5 35.0 ■扶助費 59.7 58.6 60.3 65.2 64.3 67.5 67.2 70.7 73.2 67.0 ■人件費 66.8 62.8 61.1 65.6 59.7 62.8 61.0 62.4 66.5 64.4合計 335.3 351.6 365.2 364.4 346.3 345.4 351.3 388.6 515.0 347.8

≪図表 2-2-2 (2) 普通会計歳出(性質別)決算額の推移≫

※R2年度は、新型コロナウイルス対策により歳出額が増大しています。

(3) 市債残高の推移

市債残高の推移は、図表 2-2-2 (3) 市債残高の推移に示すとおり、平成 27 (2015) 年度をピークとして減少しています。これは、平成 18 (2006) 年度から借入を始めた合併特例事業債について、繰越事業を含め、平成 28 (2016) 年度で発行が終了したことにより、平成 29 (2017) 年度以降、合併特例事業債以外の市債の発行のみとなったことによります。

なお、合併特例事業債の返済については市債償還対策基金(約42.1億円:令和2(2020)年度末)を積み立てており、財源を確保しています。



≪図表 2-2-2 (3) 市債残高の推移≫

2-3 実行計画期間内における財政判断指数

(1) 財政判断指数の推移

多治見市健全な財政に関する条例に基づく財政判断指数の推移は、図表 2-2-3 (1) のとおりです。これまで財政健全基準の範囲内で推移しています。

≪表 2-2-3	(1)	財政判断指数の推移
√1	(1 /	別以下1四11日 XX V 7 1 E 1 9

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	財政向上 目標	財政健全 基準
償還可能年数 (年)	7. 4	6. 4	6.4	7. 0	6. 6	6. 1	6. 2	5. 9	6. 0	6. 3	8. 0	10. 0
経費硬直率 (%)	74. 0	70. 7	70. 2	71. 6	70. 4	70. 0	71. 4	71. 4	72. 4	72. 9	72. 0	75. 0
財政調整基金 充足率(%)	20. 2	19. 7	15. 4	16. 2	12. 0	14.8	15. 6	19. 5	20.0	17.8	9. 0	5. 0
経常収支比率 (%)	89. 2	86. 1	86. 1	87. 8	86. 0	86. 6	87.8	86. 7	88. 3	87. 9	88. 0	91. 0

(2) 財政判断指数の見込み

財政判断指数の総合計画実行計画期間内の財政判断指数は、図表2-2-3(2)のとおりで、 全て財政健全基準の範囲内です。

償還可能年数は、令和2(2020)年度に駅南再開発事業、小泉小学校建設、食育センター建 設などの大規模事業が重なり、令和3(2021)年度以降も大規模事業が続くため高止まりしま す。このため、最大限の財源確保をするため、財政調整基金充足率は悪化しますが、各指標は 基準値を超えることはありません。

// 丰 2 - 2 - 2 (2)	財政判断指数の見込み	(中期时本計画)	//
≪ 1	以以刊団有致い兄ろか	(甲期期以計画)	<i>"</i>

	R02	R03	R04	R05
償還可能年数 (年)	6. 3	6. 0	6. 4	6. 4
経費硬直率 (%)	72. 9	70. 4	71. 6	71. 5
財政調整基金 充足率(%)	17.8	10. 3	8. 4	7. 5
経常収支比率 (%)	87. 9	86. 5	88. 0	87. 9
実態収支 (億円)	7. 6	▲ 10. 6	▲ 3. 3	▲ 1.8

注:令和3 (2021) 年度以降の財政判断指数は、現時点での予測値であり、 経済状況や国の制度変更などにより、変わることがあります。

2-4 今後の見通し

近年、市税収入は企業誘致などの効果等もあり、増加しています。しかし、市税収入増加の 一方で、地方交付税は今後減少していくことが予想されています。合併後の特例措置の一つで ある「地方交付税の合併算定替」制度が平成27(2015)年度をもって終了し、平成28(2016) 年度以降逓減し、令和3(2021)年度以降はゼロとなるためです。現在、本市では、個人市民税 が市税収入の40%以上を占めています。今後、生産年齢人口の減少や法人市民税の税率改正に より、市税収入の減少が予想されるなどのことから、慎重な財政運営を行っていく必要があり ます。

≪表 2-2-4 市税収入の推移(見込み)≫



『多治見市の財政状況』『中期財政計画』より

3 対象施設の現状と課題

3-1 公共施設(建築物)の現状と課題

(1)公共施設(建築物)の現状(施設保有量と推移)

「多治見市公共施設適正配置計画」に基づき、統廃合を進めた結果、令和3 (2021) 年4月時点の公共施設(建築物、インフラ施設を除く)は、本計画作成時(平成28 (2016) 年4月)から189施設から186施設に、総延床面積は424,630㎡から418,706㎡に削減し、施設保有量の圧縮に努めています。

≪表 2-3-1 公共施設(建築物)の施設保有量と推移 H28.4→R03.4≫

		総延床面積の推移 (単位: ㎡)						
大分類	中分類		H28.04			R03.4		
) () () », ()		施設数	総延床面		施設数	総延床面積(m²)		
			分類別	小計		分類別	小計	
	庁舎	2	18,594		2	18,594		
	地区事務所	11	668		11	669		
行政系施設	消防施設	4	6,940	29,654	4	6,702	29,638	
	消防分団車庫	18	1,766		19	1,998		
	その他行政系施設(倉庫等)	14	1,687		14	1,675		
	小学校	13	92,269		13	94,765		
学校教育系	中学校	8	64,124	163,207	8	64,124	166,724	
施設	調理場等	4	6,195	105,207	5	7,216	100,724	
	その他教育施設	1	619		1	619		
	公民館	9	12,689		9	12,429		
市民文化系	図書館	3	3,901	+ +	3	3,901	38,662	
施設	博物館等	4	5,587		4	5,587		
	その他市民文化系施設	4	16,623		4	16,745		
	高齢福祉施設	3	2,649	9,039	3	2,530	8,920	
7= 7 (14-=u	障害福祉施設	1	349		1	349		
福祉施設	児童福祉施設	3	1,492		2	1,465		
	その他社会福祉施設	2	4,549		2	4,576		
	保育園	9	10,899		9	10,899	21,637	
子育て 支援施設	幼稚園	6	4,893	20,958	5	4,841		
又1反肥以	児童館・児童センター	13	5,166		13	5,897		
産業系施設		2	8,869	8,869	2	8,869	8,869	
スポーツ	体育館	2	12,485	45.055	2	12,485	15.005	
施設	屋外体育施設	9	2,771	15,255	8	2,850	15,335	
廃棄物処理が	直 設	5	31,538	31,538	5	31,538	31,538	
公営住宅		16	56,833	56,833	16	54,505	54,505	
病院施設		2	19,899	19,899	2	19,899	19,899	
	駐車場	7	16,382		4	15,329		
その他施設	その他 (火葬場、陶磁器意匠研究所等)	14	11,148	27,531	15	7,650	22,979	
	合計	189		424,630	186		418,706	
			(推移	量)	▲ 3		▲ 5,924	
			□ み ∀/-	日本八半歩	-n		左 座 炬 』 上	

『多治見市公共施設白書 H28 年度版、R3 年度版』より

(2) 公共施設(建築物)の課題

本市は、昭和40年代後半(1971年ごろ)から平成初期(1995年ごろ)にかけての人口増加期

に多くの公共施設を整備してきましたが、その6割以上が完成から30年以上を経過し、中でも40年以上経過したものが全体の37%を占めており、近い将来に大規模な改修を必要とする時期を迎えます。

統廃合を進めていった結果、平成28(2016)年4月から令和3(2021)年4月時点で公共施設は、189施設から186施設に、総延床面積は424,630㎡から418,706㎡に削減されましたが、それでもなお、市民一人当たりの延床面積は3.84㎡ *1 で、全国平均(3.22㎡) *2 に比べ約1.19倍(約19%多い)となっています。

今ある公共施設を全て同じ規模で維持・更新すると仮定し、修繕や改修等にかかる金額を試算すると、今後37年間で約1,837億円、1年当たり約49.6億円が必要となることが分かりました。一方、この5年間(平成28(2016)~令和2(2020)年度)に市が公共施設の維持・更新に支出した金額は1年当たり約19.2億円です。これは、全ての施設を維持・更新するために必要な1年当たりの金額(約49.6億円)に対し大幅に不足しており、今後、今ある公共施設を全て同じ規模で維持・更新していくことは不可能と言わざるを得ない状況です。

- ※1 住民基本台帳によるR03.4.1 時点の人口 108,931 人に基づき算出
- ※2 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24.3 総務省) より

3-2 インフラ施設の現状と課題

(1) インフラ施設の現状(施設保有量と推移)

本計画作成時(平成28(2016)年4月)から令和3(2021)年4月時点のインフラ施設保有量の推移は次のとおりです。市道は7,612m、上水道管路は196m、下水道管路は27,812m増設し、児童遊園は5施設廃止する等、計画的な施設の保有に努めています。

≪表 2-3-2 インフラ施設の施設保有量と推移 H28.4→R03.4≫

八华石	经则		批级具				
分類	種別	H28.4		R3. 4		推移量	重
道路	市道(延長)	654, 659	m	662, 271	m	7, 612	m
担 始	(面積)	4, 359, 022	m^2	4, 437, 151	m^2	78, 129	m^2
	トンネル	27	m	27	m	0	m
	林道	21, 227	m	21, 227	m	0	m
	農道	19, 162	m	19, 162	m	0	m
	歩道橋	8	橋	8	橋	0	橋
橋梁	橋梁 橋長 15m以上	82	基	82	基	0	基
	″ 橋長 15m未満	193	基	191	基	▲ 2	基
上水道	管路施設 (配水管)	727, 099	m	727, 295	m	196	m
11 12	ポンプ場	8	箇所	8	箇所	0	箇所
	配水池	23	箇所	23	箇所	0	箇所
下水道	管路施設 (排水管)	636, 589	m	664, 401	m	27, 812	m
	処理場	3	箇所	3	箇所	0	箇所
	ポンプ場	7	箇所	8	箇所	1	箇所
	雨水貯留施設	2	箇所	2	箇所	0	箇所
	汚泥混焼施設	1	箇所	1	箇所	0	箇所
	マンホールポンプ場	78	箇所	81	箇所	3	箇所
	農業集落排水	1	箇所	1	箇所	0	箇所
/\ [E]	都市公園 (箇所数)	130	箇所	135	箇所	5	箇所
公園	(面積)	1, 564, 681	m²	1, 569, 488	m²	4, 807	m²
	児童遊園等	143	箇所	138	箇所	▲ 5	箇所

『各個別施設計画』等より

(2) インフラ施設の課題

高度経済成長時期に急速に整備した施設が更新時期を迎え、さらに人口減少に伴う収入減等 も見込まれるなど、今後の事業継続は厳しくなることが予測されます。

また、今後、施設の老朽化に伴い改築等事業量は急速に増加していくため、法令耐用年数で単純改築等を実施していくと年間事業費が大幅に増加することから、事業の継続が困難となります。

当該インフラ施設が将来に渡って安定的に事業を継続していくためには、施設の劣化度や費用の平準化等の実情に対応した中長期的な事業の全体計画を策定する必要があります。

4 過去に行った対策の実績

本市の公共施設等において、各施設でのこれまでに実施した対策は次のとおりです。

4-1 公共施設(建築物)

平成28 (2016) 年度から実施してきた公共施設(建築物)の統廃合等や長寿命化の実績は次の表のとおりです。

また、本市では、公共施設の整備を全庁的かつ計画的に行うため、平成15 (2003) 年度に公共施設等整備検討委員会(令和2 (2020) 年に市有施設整備検討委員会から公共施設等整備検討委員会に改名)を設置し、毎年、全庁的統一優先順位のもと、長寿命化のための耐震補強工事及び修繕工事等を実施しています。

なお、学校施設と市営住宅においては、「多治見市学校施設整備計画(令和2年1月)」及び「多治見市公営住宅等長寿命化計画(令和2年3月)」といったより詳細な計画を策定し、事業を実施しています。

≪主な施設整備の実績 平成28~令和2年度≫

項目)実績 平成 28~令 内容	事業内容
新たに取得	新築·増築	・虎渓用水広場あずまや3棟建設(H28) ・養正小学校近接校対応調理場建設(H28) ・北市場霊園 合葬式墓地建設(R02)
(増加)した 施設	建替え	・小泉交流センター(大原児童館)建設 (R01) ・中央北分団車庫建替え(R01) ・小泉小学校建替え(R02)
	転用	・美坂保育園⇒児童等適応指導教室(さわらび学級)転用(H28) ・昭和小学校近接校対応調理場(小学校食堂転用)建設(H29)
	集約化	・精華小学校附属愛児幼稚園建設(R01) ・市営住宅3棟建設(R01)
	複合化	・精華交流センター化(精華児童館・精華公民館)(R01)
廃止等	建替え	・小泉小学校建替えにともなう解体(R02) ・大原児童館建替えにともなう解体(R02) ・旧中央北分団車庫建替えにともなう解体(R01)
(減少)した 施設	転用	・旧児童等適応指導教室(さわらび学級)移転にともなう解体 (H28)
	集約化	・精華小学校附属幼稚園集約化にともなう解体(H28) ・愛児幼稚園の集約化にともなう解体(R01)
	複合化	・本土児童館複合化(精華児童館)にともなう機能廃止 (R01)
	解体• 機能廃止	 ・市営住宅5棟除却(H28) ・市営住宅3棟除却(H29) ・平和マレットゴルフ場機能廃止(H30) ・市之倉体育館解体(H30) ・旧滝呂診療所解体(H30) ・駅前・駅西駐車場廃止解体(R1) ・市営住宅6棟除却(R01) ・南姫小学校家庭教室棟解体(R01) ・笠原潮見の森身障者便所 A 解体(R01) ・笠原潮見の森便所 A 解体(R01) ・笠原潮見の森便所 A 解体(R01) ・市営住宅5棟除却(R02) ・母子父子福祉センター機能廃止(R02)

4-2 インフラ施設

(1) 道路、橋梁

これまで道路・橋梁は「多治見市橋梁長寿命化修繕計画(平成21年11月)」及び「主要幹線舗装整備計画(平成16年3月策定、平成25年6月改定)」に基づき、修繕や耐震化対策等を実施してきました。令和3(2021)年度からは、令和2(2020)年度に改定した「舗装の個別施設計画(令和3年3月改定)」、「多治見市道路橋長寿命化修繕計画(令和3年3月改定)」に加え、新たに策定した「多治見市横断歩道橋長寿命化修繕計画(令和3年3月)」や「多治見市トンネル長寿命化修繕計画(令和4年3月)」に基づき、計画的に修繕等を行っています。

なお、平成28 (2016) 年度からの主な施設整備の実績は次の表のとおりです。

≪主な施設整備の実績 平成28~令和2年度≫

年度	主な実績
H28	・県橋長寿命化修繕工事・団子橋長寿命化修繕工事・陶心橋長寿命化修繕工事・第一折戸橋長寿命化修繕工事・主要幹線舗装整備工事
H29	・土合橋耐震補強工事・長寿命化修繕工事・生田橋長寿命化修繕工事・主要幹線舗装整備工事
Н30	・豊岡橋長寿命化修繕工事・天王橋長寿命化修繕工事・田代橋長寿命化修繕工事・主要幹線舗装整備工事
H31 (R01)	・月見橋長寿命化修繕工事・神生橋長寿命化修繕工事・中前橋長寿命化修繕工事・主要幹線舗装整備工事
R02	・昭和橋長寿命化修繕工事 ・脇之島橋A長寿命化修繕工事 ・主要幹線舗装整備工事

(2)上水道

平成19(2007)年度に「多治見市水道事業(施設整備)基本計画(平成19年3月)」を策定し、以降改定を続けながら、水道施設の安全性、効率的な維持管理、施設の整備・更新及び耐震化を進めてきています。

なお、平成28(2016)年度からの主な施設整備の実績は次の表のとおりです。

≪主な施設整備の実績 平成 28~令和 2 年度≫

年度	主な実績
H28	_
H29	・脇之島送水ポンプ場建替え
H30	_
H31 (R01)	・滝呂台配水池建替え
R02	_

(3)下水道

平成30(2018)年度に「多治見市公共下水道総合地震対策計画(平成30年3月)」を策定

し、下水道施設の耐震診断及び耐震補強工事を順次行っています。

また、平成 24 (2012) 年度には頻発する集中豪雨対策として、「浸水対策実行計画(平成 24 年 7 月策定)」を策定し、土岐川左岸ポンプ場の建設やポンプ場増強による排水対策及び河川整備などの事業を実施してきました。

あわせて、平成30 (2018) 年度に「多治見市下水道ストックマネジメント計画(平成31年3月)」を策定し、下水道施設の長寿命化や施設規模の最適化を計画的に進めています。

なお、平成28(2016)年度からの主な施設整備の実績は次の表のとおりです。

≪主な施設整備の実績 平成28~令和2年度≫

年度	主な対策(工事内容)
H28	・土岐川右岸ポンプ場増設 ・下沢ポンプ場耐震補強 ・マンホールポンプ場更新(4箇所)
H29	・マンホールポンプ場設置(1箇所)・マンホールポンプ場更新(3箇所)・市之倉下水処理場耐震補強・池田下水処理場分流ポンプ棟耐震補強
Н30	・土岐川左岸ポンプ場建設 ・マンホールポンプ場更新 (3箇所) ・池田下水処理場2、3系初沈管廊耐震補強 ・ホワイトタウン雨水貯留施設機能廃止
H31 (R01)	・土岐川左岸雨水貯留施設建設 ・池田下水処理場ローカルシーケンサ更新(分流1、2系生汚泥ポンプ他2面) ・池田下水処理場合流滅菌棟耐震補強 ・マンホールポンプ場廃止(1箇所)
R02	・マンホールポンプ場設置(3箇所) ・マンホールポンプ場遠方監視装置更新 ・池田下水処理場ローカルシーケンサ更新(分流1、2系初沈、反応槽) ・池田下水処理場薬品溶解設備更新

(4) 公園

平成 26 (2014) 年度に「多治見市公園施設長寿命化計画(平成 26 年 3 月)」を策定し、以降改定を行いながら、公園施設の維持管理等を実施しています。

また、求められるニーズの変化や地域の人口変動に対応するため、施設の開設及び廃止を行い適切な施設規模を保つようにしています。

なお、平成28(2016)年度からの主な施設整備の実績は次の表のとおりです。

≪主な施設整備の実績 平成28~令和2年度≫

年度	主な対策(工事内容)
H28	・笠原権現公園開設(H28.4.1) ・駅北第2公園開設(H28.5.25) ・白山児童遊園廃止(H28.4.1) ・池田町2丁目児童遊園廃止(H28.10.1) ・FRP児童遊園廃止(H28.12.6)
H29	・駅北第1公園開設(H29.9.1) ・駅北第3公園開設(H29.9.1)
H30	_
H31 (R01)	・笠原神戸・栄記念公園開設(H31.4.1) ・姫町3丁目児童遊園廃止(R01.11.30)
R02	・幸町6丁目児童遊園廃止 (R02.8.12)

5 公共施設等有形固定資産の老朽化状況

5-1 有形固定資産減価償却率の概要

本市では平成28 (2016) 年度から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(平成27年1月23日付総務大臣通知総財務代第14号)」に基づき作成した財務書類から「有形固定資産減価償却率」を算出しました。有形固定資産減価償却率は有形固定資産の老朽化状況を示す指標で、割合の高いほど老朽化が進んでいることを示しています。

なお、上水・下水道施設の有形固定資産減価償却率については、公営事業会計に基づき作成 した財務書類から算出しました。

≪有形固定資産減価償却率の算定方法≫

有形固定資産減価償却率 = ----

減価償却累計額

償却資産(建築物及び工作物等)所得価額

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産(建築物及び工作物等)の所得価額などに対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得から、どの程度経過しているかを全体として把握することが可能になります。

50%…耐用年数の半分を経過している

60%…耐用年数を超過して施設を使用している可能性が高い

80%…耐用年数を大幅に超過している可能性が高く、施設の更新等の見直しを行う必要あり

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令に規定されている耐用年数を用いることを原則としており、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではありません。

5-2 有形固定資産減価償却率の推移

令和元(2019)年度の有形固定資産減価償却率は公会計(建築物、道路、公園等)では65.8%、 公営事業会計(上水道)では45.2%といずれも類似団体の平均値に近い水準にあるといえます が、その値は年々上昇しており、法定耐用年数を超えた施設が増加していることがわかります。

有形固定資産減価償却率が年々上昇傾向にはあるものの、本市では施設ごとに策定した個別施設計画に基づき、優先順位の高いものから修繕や更新等を実施し、施設の長寿命化を図っていくことにより、安全で良好な施設環境の確保を目指していきます。

≪表 2-5-2 公共施設等全体の有形固定資産減価償却率の推移≫

		H28	H29	H30	R01
公会計 (建築物、道路、公園等)	多治見市の値	62.9%	64.5%	65.1%	65.8%
	類似団体内平均値	60.1%	61.2%	61.7%	62.6%
公営事業会計(上水道)※	多治見市の値	42.8%	43.5%	44.4%	45. 2%
	類似団体内平均値	46.6%	47.0%	47.9%	48.7%

※下水道施設は、令和元(2019)年度に企業会計に移行したため、推移データはありません。

『市町村公会計指標分析表、経営比較分析表 (上水道)、固定資産台帳』より

類似団体…人口及び産業構造等により全国の市町村をグループに分類した市町村類型のうち、当該市と同じグループに属する団体のこと。

なお、上水道事業は給水形態及び給水人口規模、下水道事業は処理区域内人口別区分・人口密度 区分及び供用開始後年数区部により類型化する。



5-3 施設別 有形固定資産減価償却率

令和元(2019)年度の施設別「有形固定資産減価償却率」は表2-5-3に示すとおりです。 上水道施設以外の施設では60%を超えており、耐用年数を超過して使用している老朽化した施設を多く抱えていることがわかります。特に公園施設は80%を超えており、老朽化していく施設への対応が迫られています。

なお、下水道施設は令和元(2019)年度に公営事業会計に移行したため、令和元(2019)年度 が減価償却の起点となっていることから、施設は老朽化しているものの、数値は著しく低いも のとなっています。この数値の乖離問題については、年数が経過していくことにより適切な数 値に近づいていく予定です。

≪表 2-5-3 令和元年度 各施設の有形固定資産減価償却率≫

施設類型	公共施設 (建築物)	道路・橋梁	上水道	下水道	公 園
有形固定資産 減価償却率	61.4%	66. 2%	45. 2%	5.1%	80.5%

『市町村公会計指標分析表、経営比較分析表 (上水道)、固定資産台帳』より

5-4 将来負担比率と有形固定資産減価償却率による組合せ分析

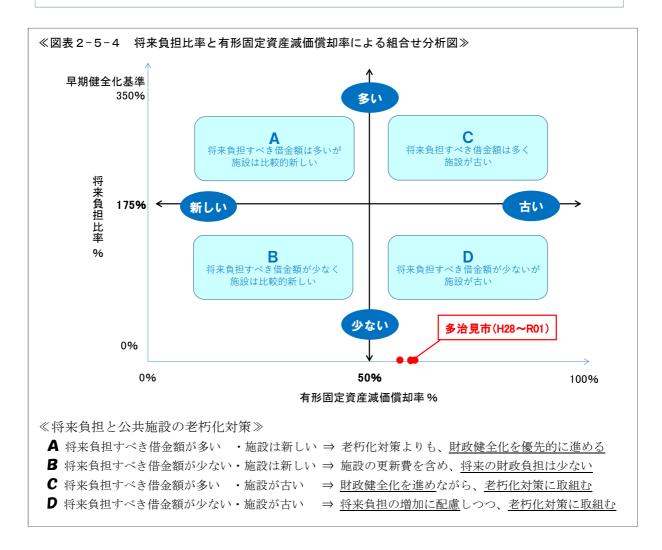
公共施設の将来的な更新経費などを検討するにあたり、市が将来返済すべき借金等(負債) の割合を示す将来負担比率と有形固定資産減価償却率を組み合わせて分析することで、将来の 負担をより総合的に捉えることができます。分析結果は以下のとおりです。

≪表 2-5-4 将来負担比率と有形固定資産減価償却率≫

(普通会計分)		H28	H29	H30	R01	
多治見市	将来負担比率	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	
	有形固定資産減価償却率	62.9%	64.5%	65.1%	65.8%	
類似団体内	将来負担比率	15.0%	12.2%	5.0%	5.4%	
平均值	有形固定資産減価償却率	60.1%	61.2%	61.7%	62.6%	

将来負担比率…市の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合 で表したもの。

この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる。



本市は分析の結果、現在のところ将来負担すべき借金額が少ないが施設が古い「Dエリア」 に位置していることから、将来負担増加に配慮しつつ、老朽化対策に取組む必要があります。

さらに、今後は過去に集中的に整備された公共施設が、一斉に大規模修繕や更新の時期を迎えようとしていることから、財政状況が厳しさを増す中でも、必要な公共サービスを維持・向上させていために、長期的な視点をもって計画的に施設の修繕や更新等を実施していくとともに、施設の統廃合等も進めていく必要があります。

6 公共施設等の中長期的な経費の見込み

今後、見込まれる中長期的な公共施設等の経費(維持管理、更新費等)について、法定耐用 年数時に建替え・更新を行う「従来型」と長寿命化を図りながら各施設の個別施設計画で定め た目標使用年数で更新を行う「長寿命化型」の2パターンを試算しました。

試算は令和4(2022)年度を起点に、今後10年間と37年間(計画終了年度)の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに算出しました。

(1) 従来型(耐用年数時で建替え・更新)

今ある公共施設等を全て同じ規模で法定耐用年数時期に建替え・更新しながら保有し続けた場合の経費を試算すると、<u>今後37年間で約3,475億円、1年当たり約93.9億円</u>が必要となることが分かりました。

一方、この5年間(平成28(2016)~令和2年(2020)年度)に市が公共施設等の維持・更新に支出した金額は1年当たり約46.8億円です。これは、全ての施設を維持・更新するために必要な1年当たりの金額(約93.9億円)に対し約47億円以上と大幅に不足しており、今後、今ある公共施設を全て同じ規模で維持・更新していくことは不可能と言わざるを得ません。

<試算条件…法定耐用年数経過時に単純更新した場合>

① 公共施設 (建築物)

総務省が推奨する「公共施設等更新費用推計ソフト」(一般財団法人地域総合整備財団) を使用し、現在所有する公共施設を現在と同じ規模で、建築後25年で大規模改修、50年 で建替えする仮定で推計。

② インフラ施設

各施設の法定耐用年数経過時に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計。

(2) 長寿命化型(目標使用年数で建替え・更新)

各施設の個別施設計画に基づき長寿命化を図りながら目標使用年数(計画に基づく使用年数)で建替え・更新し、計画的に施設を保有し続けた場合の経費を試算すると、<u>今後37年間で約2,583億円、1年当たり約69.8億円</u>が必要となることが分かりました。

従来型と比較すると、37 年間で約 892 億円、1 年あたり約 24.1 億円の経費を削減できますが、本市が1年間に充てることができる現実的な経費である約 46.8 億円(5 年間の平均金額)からは、まだ約 23 億円も上まわっています。このことからも、公共施設の数や規模を将来の市の人口や財政規模に見合ったものにする取組み(公共施設等の適正配置など)を積極的に行うとともに、施設の長寿命化を確実に推進していき、経費の削減に努めていく必要があります。

<試算条件…長寿命化し、目標使用年数で更新した場合>

① 公共施設 (建築物)

公共施設長寿命化計画にて定めた目標使用年数(RC造、S造、SRC造 … 80年)で、現在と同じ規模で建替えする仮定で推計。

修繕費等は、「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集(公益社団法人ロングライフビル推進協会BELCA)」、過去の実績費及び専門業者による見積り等により試算した予防保全費用と、これまでの実績により試算した事後保全費用を加算して推計。

② インフラ施設

各施設の個別施設計画にて定めた目標使用年数で、更新すると仮定して推計。なお、上 水道施設においては統廃合及び管のダウンサイジング等も考慮し推計。

≪図表 2-6 今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み≫

図表2-6(1) 令和4~令和13年度(10年間)

単位:百万円

			長寿命	 化型		従来型			
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	財源 見込み	現在要して いる経費 (過去5年 平均※)
普通会計	建築物(a)	15,495	26,353	11,787	53,635	74,686	▲ 21,051		1,922
	インフラ施設(b)	6,200	0	475	6,675	6,861	▲ 186	起債	791
	計(a+b)	21,695	26,353	12,262	60,310	81,547	▲ 21,238	補助金	2,713
公営 事業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0		0
	インフラ施設(d)	10,890	12,880	76	23,846	37,491	▲ 13,645		1,970
	計(c+d)	10,890	12,880	76	23,846	37,491	▲ 13,645		1,970
建築物計(a+c)		15,495	26,353	11,787	53,635	74,686	▲ 21,051		1,922
インフラ施設計(b+d)		17,090	12,880	551	30,521	44,352	▲ 13,831		2,761
合計(a+b+c+d)		32,585	39,233	12,338	84,156	119,038	▲ 34,882		4,683

※ 平成 28~令和2年度

図表 2-6 (2) 令和 4~令和 40 年度 (37 年間)

単位:百万円

			長寿命	 化型		従来型			長寿命化型	従来型
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経 過時に 単純更新し た場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去5年 平均※)	今後 37 年間 に必要な 経費の 年平均 (④/37 年)	耐用年数 経過時に 単純更新 した経費 の年平均 (⑤/37年)
普通会計	建築物(a)	49,753	52,648	43,239	145,640	183,665	▲ 38,025	1,922	3,936	4,964
	インフラ施設(b)	22,939	0	1,757	24,696	25,384	▲ 688	791	667	686
	計(a+b)	72,692	52,648	44,996	170,336	209,049	▲ 38,713	2,713	4,604	5,650
公営 事業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	40,295	47,657	28	87,980	138,429	▲ 50,449	1,970	2,378	3,741
	計(c+d)	40,295	47,657	28	87,980	138,429	▲ 50,449	1,970	2,378	3,741
建築物計(a+c)		49,753	52,648	43,239	145,640	183,665	▲ 38,025	1,922	3,936	4,964
インフラ施設計(b+d)		63,234	47,657	1,785	112,676	163,813	▲ 51,137	2,761	3,045	4,427
合計(a+b+c+d)		112,987	100,305	45,024	258,316	347,478	▲ 89,162	4,683	6,982	9,391

※ 平成 28~令和2年度

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状の課題に関する基本認識

少子化・高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付 税及び市税収入等の減少、扶助費等歳出額の増加などにより本市の財政が逼迫する中、多くの 公共施設等の老朽化が進行しています。これらの課題を見るに、すべての公共施設等を同じ規 模、同じ方法で維持・更新していくことは非常に困難と言わざるを得ません。

そのため、今後は長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な長寿命化を進めるほか、管理運営方法の見直しなどによるコストの最適化、及び将来の人口規模に見合った施設保有量の最適化を推進していく必要があります。また、安全・安心かつ市民ニーズに対応した利便性の高い公共施設等の提供が求められており、将来のまちづくりの方向性も合わせて考えることが必要です。

2 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、本市における公共施設等マネジメントの基本方 針を次のように定めます。

1 安全・安心な施設の維持管理

① 定期的な点検・パトロールや診断等の実施により施設ごとの状態を把握し、計画的な維持管理に取組み、施設の安全性を確保していくことにより、市民に安全・安心な施設を提供していきます。

2 施設保有量の最適化

- ① 施設のあり方(方向性)について、施設の重要度や劣化状況などの面から総合的に評価を行い、財政状況や人口特性などに見合った施設保有量の最適化(スリム化)を実現します。
- ② 既存のストックを有効活用し、原則として新規整備は可能な限り抑制していきます。

3 長寿命化の推進

- ① 今後も継続して使用する施設については、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、 長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、定期的な点検や診断結 果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。
- ② 社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災機能やユニバーサルデザインの導入、環境に配慮した取組みなど時代の要請に対応することにより、限られた予算内で施設の機能を維持し続けていくとともにより、満足度の高いサービスの提供を目指していきます。
- ③ 施設を適切な水準で長期間維持し続けていくため、新技術等の効果的な活用等を検討していきます。

4 経費の縮減・平準化

- ① 施設の長寿命化等を推進していくことにより、修繕費等経費の抑制・平準化とともにライフサイクルコストの最適化を進めます。
- ② 民間活力を導入するなど、維持管理・運営に係るコストの縮減やサービスの質の向上のための手法などを検討し、効率的かつ効果的な維持管理・運営を図ります。

5 持続可能な推進体制の構築

- ① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を全庁的に取組むための体制を整えます。
- ② PDCAサイクルによる継続的な計画の管理・見直しを行っていくことにより、持続可能な 公共施設等のマネジメントを進めていきます。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3-1 点検・診断等の実施方針

施設は新築(新設)時が最も良好な状態にありますが、年月の経過とともに徐々に劣化し、不具合(異常、故障等)が発生します。施設の劣化や不具合等を放置することは、修繕範囲の拡大を招き、ひいては施設に大きなダメージを与え、さらには人身事故等の重大事故の発生にもつながります。

安全・安心な施設として維持管理していくために「予防保全」の観点から日常的・定期的に 施設点検を行い、不具合(異常、故障等)箇所を早期に発見することは最も重要かつ必要な業 務といえます。

このことから、各施設の点検マニュアルを活用し、日常的・定期的な点検やパトロールを実施することにより、事故等を未然に防止し、適切な早期対応により修繕費を最小限に抑えるとともに施設の長寿命化を図ります。

3-2 維持管理・修繕等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

また、新しい技術・工法等を積極的に導入していくことにより、効率的かつ効果的な維持管理・修繕等を実施していきます。

3-3 安全確保の実施方針

各施設所管課からあげられる点検結果等をもとに、施設の安全性を確認します。危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺建築物、住環境に及ぼす影響や安全性及び市民ニーズなどを考慮し、民間譲渡や解体・除却等を検討していきます。

3-4 耐震化の実施方針

旧耐震基準(昭和 56 (1981) 年)以前に建築された建築物(インフラ施設附属建築物含む)については、耐震診断を実施し、防災拠点や避難所となる施設や地震発生による人命への重大な被害や市民生活へ深刻な影響及ぼす恐れのある施設については優先的に耐震対策を行ってきました。

インフラ施設においても、安全かつ適切な市民生活に大きな影響を与える極めて重要な施設であることから、優先順位を定め、計画的に耐震対策を進めているところです。

耐震化未実施の施設のうち、耐震化が必要で今後も継続していく施設については、施設の老 朽化や今後のニーズを考慮しつつ、引続き積極的な耐震対策を実施していきます。

なお、法令等の改正により耐震基準が見直される場合があることから、随時、法令改正等に 対応していくようにします。

3-5 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

今後、人口減少や少子化・高齢化、及び厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、今ある公共施設等を全て同じ規模で維持・更新し、かつサービスを提供していくことは不可能と言わざるを得ない状況です。これからは、多治見市の将来を見据え、公共施設等を今後どのようにしていくべきかをしっかりと考え計画していく必要があります。

そのために、施設の健全度を把握したうえで、人口変動、財政規模、社会ニーズなどを踏まえ、施設の統廃合を計画し、最適な施設規模とすることにより安全・安心な行政サービスの提供を持続していくことに努めます。

3-6 長寿命化の実施方針

対処療法的な「事後保全」だけでは結果的に工事費用が高額になるばかりでなく、施設を傷みやすくし寿命を短くしてしまうおそれがあります。このことから、各施設の状況を的確に把握し、「予防保全」に計画的に取り組むことで、施設の長寿命化を図るとともに、安全性や良好な施設環境の確保を目指していきます。

また、長寿命化により、修繕、更新等にかかる事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図り、財政の健全化も目指していきます。

3-7 ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等は多様な利用者が想定されることから、施設の新設、改修にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を持つことを基本とします。

また、各施設の利用者のニーズを踏まえ、誰もが安全・安心に利用しやすい施設整備を推進 し、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

4 目標設定

4-1 公共施設(建築物)の目標

市が保有する公共施設を全て同じ規模で維持・更新していくことが不可能である現状を踏まえ、計画期間内の公共施設適正配置を着実に実行するため、公共施設の総量圧縮目標を次のとおり設定しました。

《目標值》

令和元(2019)~40(2058)年度までに公共施設の総量を35%圧縮

この目標値は、今後、計画が終了する令和 40 (2058) 年までの間、「①公共施設の維持・更新に必要と想定される金額」と「②支出可能と想定される金額」を比較し、①≦②となるように総量圧縮目標を設定したものです。

公共施設の必要な機能は維持しつつ、現在保有している施設の延床面積等の総量を目標値まで圧縮することで施設の維持管理・運営費等を削減していきます。

4-2 インフラ施設の目標

インフラ施設は、社会基盤となる施設であることから、計画が終了する令和 40 (2058) 年までの長期スパンに具体的目標値を設定し、施設を縮減してくことは、現時点では困難です。よって、できるだけ長く有効に活用することを主眼とした個別施設の長寿命化計画を策定するとともに、その時点での社会状況、ニーズ等に配慮した統廃合計画の実行計画(計画期間 5~10 年程度)を定めることにより施設規模の最適化を図り、施設の安全・安心確保と経費の縮減・平準化を進めいていきます。なお、利用状況が著しく減少している施設においては、利用状況を把握したうえで、統合や廃止を視野に入れた維持管理を行っていきます。

また、本計画期間中には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的かつ効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されることが考えられることから、本市においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣市町村と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取組んでいくよう努めます。

第4章 公共施設等マネジメントの推進体制

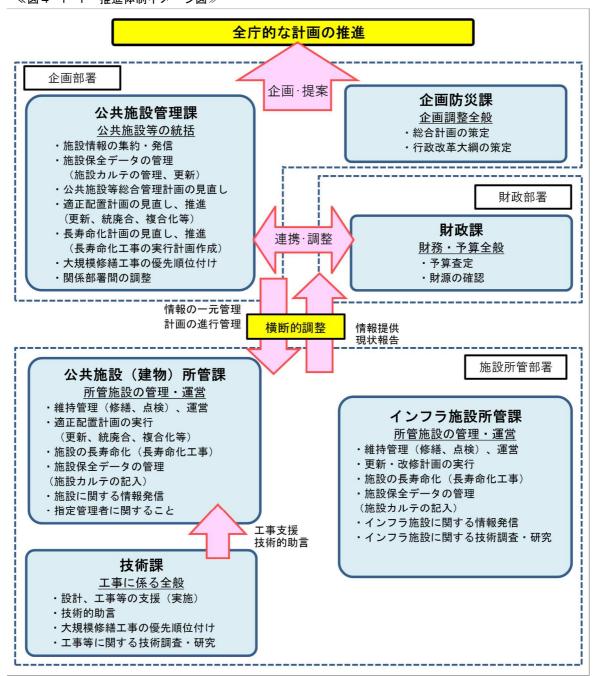
1 公共施設等マネジメントの推進体制

1-1 全庁的な推進体制の構築

これまでは、公共施設(建築物)の改修や維持管理、インフラ施設の長寿命化などについては、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきました。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を全庁的に推進していくため、平成28(2016)年度に設置した公共施設管理課を中心に企画部署、財政部署、施設所管部署がそれぞれの役割を遂行するとともに、すべての施設の情報の管理・集約、財政面からの計画進行状況の管理、状況に応じた計画の改定・見直しなどについて関係部署間の連携・調整を行っていきます。

なお、多治見市総合計画及び行政改革大綱に、本計画の具体的な実行内容を取入れることにより、全庁的な体制で進捗管理を行い、計画を確実に遂行していきます。

≪図4-1-1 推進体制イメージ図≫



1-2 情報管理・共有の方策 (固定資産台帳の活用)

公共施設等の総合的なマネジメントを推進するためには、全ての施設情報を一元的に管理 し、全庁的に情報共有していく必要があります。そこで、施設所管課が所有するデータなどの 情報を収集し、公共施設の状況、維持管理・運営コストや利用状況等を毎年とりまとめた「公 共施設白書」や建築物情報や修繕・点検履歴等の情報を随時更新していく「施設カルテ」を整 備しました。

今後は、施設情報の不断の更新により、常に最新の正確な情報を一元的に管理していくとと もに、<u>固定資産台帳等の公会計情報なども活用していきながら</u>、全庁的かつ効率的な管理・運 営を行っていきます。

1-3 職員の意識啓発

計画を推進するためには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。 公共施設等の現状やファシリティマネジメントの必要性などを十分に理解し、経営的視点を持って業務に取組むとともに、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、創意工夫し実践していくことが大切です。

そのため、職員研修や施設点検講習会等を通じ、公共施設等マネジメントのあり方、経営視点に立った施設総量の適正化、予防保全型の維持管理及びコストに対する意識向上などといったことの習熟とともに、情報や意識の共有化を図っていきます。

1-4 議会・市民との情報共有

公共施設等のマネジメントを適正に推進していくためには、市民と市が施設に関する情報や 問題意識を共有することも重要です。

施設に関する情報や検討の経過などに加え、各公共施設等関連計画の作成やその進捗状況について、議会に適時報告するとともに、市民に向けてホームページなどで公表していくなど、情報の共有化を図っていきます。

2 財源確保等の方策

2-1 補助制度・起債等の活用

補助金や地方債等を積極的に活用することにより、財政負担の軽減に努めていきます。

2-2 広域連携

近隣自治体と施設を相互利用するなど、広域連携の可能性を検討していきます。

2-3 民間活力導入 (PPP/PFI等) の検討

公共施設等の整備及び維持管理・運営において、コストの削減やサービスの質の向上、あるいは新技術の導入や付加価値の創出などが期待できることから、PPP/PFI等の導入や民間施設を利用した公共サービスの提供などを検討していきます。

従来の直営による施設整備にこだわらず、民間の創意工夫やノウハウを取り入れながら、市民ニーズに対応できる魅力的なPPP/PFI事業などを検討していくことにより、公共施設の整備と財政健全化の両立とあわせ、民間投資の喚起による地域活性化や経済成長につなげていくことが可能と考えます。

なお、内閣府民間資金等活用事業推進室が示した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3(2021)年6月18日)」を踏まえ、令和5(2023)年度までに「PPP/PFI手法導入優先的規定」の策定を進めていきます。

2-4 保有する公共施設等の有効活用

用途廃止された資産や売却可能な資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理などに係る負担の軽減に資することから、民間企業のサウンディングなどを取り入れ、積極的に検討を進めていきます。

2-5 その他の財源確保

施設使用料の適正化、広告事業やネーミングライツなど、施設を有効に活用することによる 財源確保について検討していきます。

3 公共施設等マネジメントサイクルの形成

3-1 PDCAサイクル

PDCAサイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を確実に推進していきます。 なお、本計画は市の政策を定める最上位計画である「総合計画」や関連計画である「多治見 市公共施設適正配置計画」及び「多治見市公共施設長寿命化計画」と連動させながら実行して いくことから、それら計画の見直し時期とあわせ、本計画の見直しを行っていきます。

lan (計画) ■計画の策定・改定 ■目標の設定 ction(改善) o(実施) **PDCA** サイクル ■改善策の検討 ■計画の実施 ■新たなニーズの把握 ■進捗状況の管理 C heck (検証) ■進捗状況の評価・検証 ■達成状況の確認

≪図4-3-1 PDCAサイクルイメージ図≫

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、公共施設等の基本方針に基づき、各施設類型の基本方針を整理します。

1 公共施設(建築物)

1-1 現状及び課題

≪施設一覧≫

※施設数量: R03 時点、有形固定資產減価償却率: R01 時点

大分類	中分類	施設(機能)数	有形固定資産 減価償却率 (全体 61.4%)
	庁舎	2	
	地区事務所	11	
行政系施設	消防施設	4	62.0%
	消防分団車庫	19	
	その他行政系施設(倉庫等)	14	
	小学校	13	
兴·林·林·本·尔·林·凯	中学校	8	C1 F0/
学校教育系施設	調理場等	5	61.5%
	その他教育施設	1	
	公民館	9	
七日本ル本状 型	図書館	3	TO 00/
市民文化系施設	博物館等	4	52.2%
	その他市民文化系施設	4	
	高齢福祉施設	3	
<u>77 51 1/250</u>	障害福祉施設	1	co 20/
福祉施設	児童福祉施設	2	62.3%
	その他社会福祉施設	2	
	保育園	9	
子育て支援施設	幼稚園	5	47.5%
	児童館・児童センター	13	
産業系施設		2	43.7%
スポーツ施設	体育館	2	C4 20/
スホーフ施設	屋外体育施設	8	64.3%
廃棄物処理施設		5	74.9%
公営住宅		16	86.5%
病院施設		2	10.3%
	駐車場	4	
その他施設	その他 (火葬場、陶磁器意匠研究所等)	15	28.2%

公共施設全体の課題である施設の老朽化や人口・財政規模に見合わない膨大な施設保有量等については第2章 3-1 で述べたとおりです。

建築物の類型ごとの有形固定資産減価償却率をみると、多くの施設で60%を超えており、公営住宅にいたっては80%を超えていることから、法定耐用年数を超過して使用し続けている建築物が多く、また施設の老朽化が進んでいることがわかります。このことから、施設の老朽化に対し、計画的かつ適切に対応を行っていく必要があります。

1-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物の劣化状況については、建築・設備の技術者が定期的に確認することが望ましいですが、すべてに対応することは困難な状況にあります。このため、劣化状況を効率的かつ効果的に把握するため、法令で定められた法定点検のほかに、専門知識を持たない施設管理者にも定期的に日常点検を実施してもらうなどして、適切な管理を行っていきます。

なお、点検等の基本的な考え方や具体的な方法について、本市の「公共施設点検マニュアル」を活用するとともに、施設管理担当者向けの施設点検研修を定期的に開催するなど、点検等の継続的な実施体制の確保にも努めていきます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

各施設にかかる更新・改修・修繕・建替え・耐震・長寿命化等を全庁的かつ計画的に行い、限られた財源で施設の適切な維持管理を図るため、庁内に「公共施設等整備検討委員会」を設置しました。公共施設等整備検討委員会では、一元化した各公共施設の情報(劣化状態等)をもとに、毎年、全庁的に修繕内容の優先順位を検討し予算配分案を作成しています。加えて、公共施設にかかる整備方針についても、委員会にて検討しています。

これにより、限られた大規模修繕予算(修繕等に係る全庁的予算)内での効率的かつ効果的な事 後保全及び予防保全の実施や計画的な施設整備などが可能になりました。

なお、優先順位を判定する判定基準は次のとおりです。

- ① 損傷・劣化・不具合の程度
- ② 施設への影響度
- ③ 今後の利用見通し
- ④ 加点要素(ライフサイクルコストの低減、避難所機能等)

(3) 耐震化の実施方針

① 構造体の耐震化

建築物の構造体については、平成 16 (2004) 年度から主要施設耐震化の優先順位に従い順次 耐震診断及び耐震補強工事を実施し、耐震対策を進めてきました。現在、防災拠点施設(庁舎・ 消防署・病院)、ライフライン施設(上下水道施設等)及び多治見市地域防災計画で指定された 避難所施設(学校、幼稚園・保育園、福祉施設等)などの主要施設の耐震化については、ほぼ完 了したところです。今後は、それ以外の施設についても優先順位を検討し、耐震対策を検討し ていきます。

なお、平成 16 (2004) 年度に主要施設とてして優先順位を定めた施設の基準は次のとおりです。

・旧耐震基準で設計された(昭和56年5月31日までに確認申請が提出されたもの) 防災拠点施設及び1,000㎡を超える建築物

② 非構造部材の耐震化

主要施設の構造体の耐震化がほぼ完了したことから、次の段階として、市民の安全の確保の ために非構造部材(外壁、天井材、照明器具、窓枠、各種家具類等)の耐震化を推進していき ます。そのために、建築物の規模、老朽度、利用形態などを考慮した優先順位を定め、計画的に実施しています。

(4) 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

本市では平成 29 (2017) 年8月に「公共施設適正配置基本方針」を定め、その方針を基に平成 31 (2019) 年2月に「多治見市公共施設適正配置計画」を策定しました。

この公共施設適正配置計画に基づき、施設そのものではなくその中に入る機能に着目して優先度を明確にし、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて施設ごとに長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止又は現状維持などの方向性を定め、計画的に実施していきます。

≪公共施設適正配置 基本方針(平成29(2017)年8月策定)≫

1 公共施設全体のスリム化

- ① 数値目標を定め、公共施設の保有総量の圧縮を図る。
- ② 既存のストックを有効活用し、真に必要な施設以外は新設や建替えを行わない。
- ③ 新設や建替えを行う場合は、既存施設の廃止を進め、総量抑制を図る。

2 施設(ハコ)重視から機能(サービス)重視への転換

- ① 現施設の種別に関わらず、「一施設=一機能」から「一施設=多機能」へ考え方を転換する。
- ② 施設そのものに着目するのではなく機能を優先して考え、既存施設の複合化を推進する。
- ③ 新設や建替えを行う場合は、原則、複合施設とする。

3 施設の用途や種別、利用圏域等でマネジメント

- ① 施設の用途や種別、利用圏域等で整理し、機能優先度を明確にする。
- ② 機能優先度を基に、施設の老朽度や利用状況等の実態を踏まえ、個別施設の方向性 (長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止等)を検討する。

4 積極的な公民連携

- ①新設や建替えを行う場合は、公民連携 (PPP/PFI) 等の方策を検討する。
- ②施設運営に当たっては、民間活用や地域・NPO等との連携・協働を図る。

5 施設(ハコ)の有効活用と予防保全の推進

- ① 施設の適正管理と状況把握を確実に行い、できるだけ長期間利用する。
- ② 今後も必要な施設は、長寿命化を図る。そのために必要な予防保全を計画的に行う。

6 総合計画、行政改革大綱との連動

- ①施設の更新は、総合計画に掲げて実施する。
- ②施設の統廃合等は、行政改革大綱に掲げて実施する。

《各施設類型別の方向性…多治見市公共施設適正配置計画》

大分類	の方向性…多冶見市公共施 中分類	施設の方向性
	庁舎	庁舎は、行政サービスの中枢であり、災害対応の拠点となる施設であるため、適切に管理し維持します。
	地区事務所	利用状況や事務事業の検証を行い、将来のあり方を検討 し、他施設への業務移管や集約化等を進めます。
行政系施設	消防施設	緊急時や災害時に必要な施設であるため、適切に管理し 維持します。
	消防分団車庫	緊急時や災害時に必要な施設であるため、適切に管理し 維持します。
	その他行政系施設 (倉庫等)	必要に応じて、廃止または増設します。
	小学校	小学校は、その範囲(校区)が地域の活動単位でもあり地域の核・象徴的施設でもあることから、極力維持します。 そのため、余裕教室への他施設の機能移転(複合化)や減築を進めるとともに、小中一貫校化も検討します。 ただし、少人数になることで学校運営上の支障が想定される場合は、学校統合を検討します。
学校教育系施設	中学校	中学校は、当面現状のまま維持します。 ただし、少人数になることで、学校運営上の影響(部活動・クラブの運営、学校行事の実施、生徒間の必要な切磋琢磨、体育等の授業の実施など)が想定される場合は、統合を検討します。
	調理場等	児童・生徒数の減少に伴い調理能力に余力が生じた段階で、調理場の統合を進めます。 また、単独調理場(北栄北陵調理場を含む)は、児童生徒数等を考慮し、調理機能の集約化を検討します。
	その他教育施設 (さわらび学級)	当面が現状のまま維持します。将来的には必要に応じて 移転等を検討します。
	公民館	公民館で行われている事業は、他の施設(児童館・児童 センター、老人センター等)でも同様の事業が行われてい るケースが多くあります。今後は、同様の事業を行う他施 設との統合・複合化を進め、より多世代が交流できる施設 へ転換します。
市民文化系 施設	図書館	図書館の図書資料は、各公民館でも貸し出し可能です。 図書館機能は、本館への集約化を進めます。
	博物館等	展示目的や事業内容、来場者の状況を考慮し、他施設との複合化等の方策を進めます。 資料の収集・保管については、市有施設の余剰空間を有効活用していきます。
	その他市民文化系施設	当面は適切に管理し維持します。
	高齢福祉施設	老人福祉センターは、中枢的機能を総合福祉センター (太平町) に集約し、滝呂・南姫の両センターを高齢者だけでなく 多世代が交流できる施設(公民館や児童館の機能を複合した施設) へ転換します。
福祉施設	障害福祉施設	当面は適切に管理し維持します。
	児童福祉施設	児童発達支援事業を必要とする児童は近年微増傾向に あり、児童発達支援センターの機能を維持します。
	その他社会福祉施設	集約できる機能は集約し、維持していくべき機能は適切 に管理し維持します。

		現在は0~2歳児保育の需要が増大しており、保育園の
	保育園	機能は維持します。
		今後は、良好な保育環境を前提に、統合(集約化または
		認定こども園化)や他施設との複合化等を進めます。
		幼稚園の機能は、当面維持します。
 子育て支援	 幼稚園	今後は、幼稚園に対する保育ニーズを考慮し、良好な幼
丁月 C 文仮 施設 施設	夕]作[图	児教育環境を前提に、保育園との統合(認定こども園化)
地設		や他施設との複合化等を進めます。
		子どもの健全育成や子育て支援の重要な施設ですが、子
		ども向け事業などは公民館においても実施されています。
	児童館・児童センター	今後は、同様の事業を行う他施設(公民館等)と機能統
		合し、児童館機能を維持しつつ多世代が交流できる施設と
		して複合化を進めます。
産業系施設		当面は適切に管理し維持します。
		体育館は、スポーツ利用だけでなく、大規模災害発生時
スポーツ施設	体育館	の避難拠点としても機能する施設であるため、適切に管理
スホーノ施設		し維持します。
	屋外体育施設	当面は適切に管理し維持します。
廃棄物処理施設	L Z	当面は適切に管理し維持します。
		中層住宅や集約化促進住宅等への移転を促し、老朽化し
八份在安		た住宅は順次用途廃止し、解体していきます。
公営住宅		解体後の跡地は、公共施設の集約化・複合化用地として
		有効活用または売却します。
病院施設		当面は適切に管理し維持します。
	駐車場	当面は適切に管理し維持します。
その他施設	その他	当面は適切に管理し維持します。
	(火葬場、陶磁器意匠研究所等)	
	1	<u> </u>

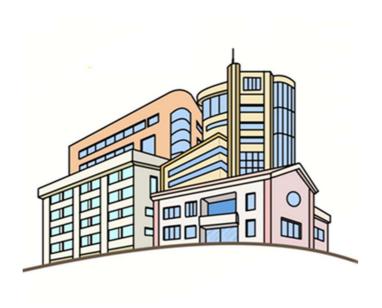
≪適正配置の方向性の種別≫

No.	方向性の種別	内 容
1	長寿命化	適切な時期に適切な改修を行い、躯体(柱、梁、床等の建築物の構造部分) の劣化を抑えることで、建築物を可能な限り長く使用すること。
2	複合化	複数の異なる種類の機能(サービス)を一つの施設にまとめること。
3	集約化	別々の施設にある同種の機能(サービス)を一つの施設にまとめること。
4	移転	機能(サービス)を別の施設に移すこと。
5	転用	用途廃止や移転等に伴い使わなくなった施設 (建築物の全部または一部分) を今までと異なる用途で使用すること。
6	用途廃止	機能(サービス)をやめること。
7	譲渡	施設を民間や地域などに有償または無償で譲り渡すこと。
8	貸付	施設に余裕がある場合や、用途廃止や移転等に伴い使わなくなった場合に施設(建築物の全部または一部分)を民間や地域などに有償または無償で貸すこと。

(5) 長寿命化の実施方針

これからは公共施設(建築物)における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能は維持しつつ公共施設の総量圧縮を図る「適正配置計画」とともに、これまでの「老朽化=建替え」から「長寿命化(建替え周期の延命化)」へ考え方を転換し、財政負担の軽減を図っていく必要があります。

対処療法的な「事後保全」だけでは結果的に工事費用が高額になるばかりでなく、構造躯体が傷みやすく施設の寿命を短くしてしまうおそれがあることから、各施設の状況を的確に把握し、「予防保全」に計画的に取り組むことで、施設の長寿命化を図るとともに、安全性や良好な施設環境の確保を目指していきます。



2 インフラ施設(道路、橋梁)

2-1 現状及び課題

≪施設一覧≫

※施設数量: R03 時点、有形固定資產減価償却率: R01 時点

分類	種別	施設数		施設数		有形固定資産 減価償却率 (全体*1 66.2%)
	市道 (延長)	662, 271	m			
	(面積)	4, 437, 151	m²			
道路	トンネル	27	m	66.9%		
	林道	21, 227	m	00.970		
	農道	19, 162	m			
	歩道橋	8	橋			
经 测	橋梁 橋長 15m以上	82	基	68.7%		
橋梁	〃 橋長 15m未満	191	基	00.7%		

^{※1} 全体の有形固定資産減価償却率には道路付属施設(建築物)を含みます。

道路・橋梁等の道路施設保有量は膨大であり、毎年、修繕を実施しているものの、地域住民からの補修に対する要望は毎年相当数あり、維持管理費等に多額の費用が必要となるため、すべて対応しきれていない現状です。

また、半分以上の施設が供用開始から30年以上経過しており、施設の老朽化が進行していることから、今後さらに増大が見込まれる経費に対し、可能な限りコスト縮減への取組みが不可欠になります。加えて、施設の更新時期が集中するため、経費の平準化を進めていく必要もあります。

2-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 道路

全路線2カ月に1回の道路パトロールに加え、主要幹線道路17路線及び主要道路17路線については、目視調査を10年に1度実施し、路面性状を確認します。

② 橋梁、歩道橋、トンネル

架設年度や立地条件などを十分考慮するとともに、「岐阜県橋梁点検マニュアル」及び「岐阜県横断歩道橋点検マニュアル」に基づき、5年に1度の定期的な点検を実施することで、橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握します。

あわせて、橋梁を良好な状態に保つため、日常的にパトロールを実施します。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

老朽化や緊急性、市民ニーズなどを考慮し、個別施設計画(長寿命化計画)で定めた優先度に基づき、計画的かつ効率的な維持管理及び更新を実施していきます。

加えて、修繕の実施に際しては、新技術・新工法の導入を検討し、在来工法に比して経済的な効果が確認される場合は、積極的な導入を心掛けていきます。

(3) 耐震化の実施方針

緊急輸送道路及び緊急輸送道路を跨ぐように架設されている橋梁については、当該橋梁の長寿命化修繕工事に合わせて、耐震性能を確保するよう耐震化工事を実施していきます。

(4) 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

道路・橋梁等は、災害に強いまちづくりなど「安全・安心」な生活を支える基盤だけでなく、産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤として、多面的に市民の生活を守り支えているものです。統合・廃止など総量圧縮ではなく、計画的な維持管理や長寿命化などにより経費を縮減していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

多数存在する施設の安全性を確保し、かつ適切に維持していくためには、これまでの対症療法的な「事後保全」から、計画的かつ予防的な「予防保全」に転換を図り、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、長寿命化を推進します。また、これにより、修繕、更新等にかかる事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図っていきます。

3 インフラ施設(上水道)

3-1 現状及び課題

≪施設一覧≫

※施設数量: R03 時点、有形固定資產減価償却率: R01 時点

分類	種別	施設数	有形固定資産 減価償却率
	管路施設 (配水管)	727, 295 m	
上水道	ポンプ場	8 箇所	45. 2%
	配水池	23 箇所	

多治見市の水道事業は、大正9 (1920) 年に創設され、昭和33 (1958) 年に土岐川を水源とする上山浄水場を建設し、給水していました。その後、急激な人口増加に伴う水量不足などのため、昭和51 (1976) 年からは牧尾ダムを水源とする岐阜県東部広域水道から全水量を受水しています。このように水道事業を進めていった結果、令和2 (2020) 年度における普及率は99.95%にまで達しました。

しかしながら、近年では、高度経済成長期に急速に整備した施設が更新時期を迎え、管路等の老朽化が年々進行しており、それにともなう漏水発生率も上昇しています。加えて、人口減少に伴う収入減少なども見込まれる中、今後の経営環境はさらに厳しくなることが予想されています。

本市水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視野に立った事業全体の既存計画を実情に合わせて早期に見直し、それに基づく経営基盤の強化を図っていくことが必要となります。

3-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

施設の維持管理を適切に行うため、中長期的な視点のもとで、日常の巡視、点検を実施し、 施設の状態を監視し把握していきます。あわせて、予防保全の視点から、巡視・点検結果に基 づく調査や定期的な調査等を実施することにより、改修箇所を的確に把握し、長寿命化計画に 反映させていきます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

「多治見市水道事業基本計画」の管理手法に沿って、計画的かつ適切に維持管理を行っていきます。

あわせて、アセットマネジメントの実践を通じて、中長期的な視点に立った効率的かつ効果 的な水道施設の管理運営を実施ししていくことにより、経営的にも安定した持続可能な水道事 業を実現します。

(3) 耐震化の実施方針

管路の耐震化率は42%(令和2(2020)年度時点)と低く、地震時に被害が予想される塩化 ビニール管も多く残っていることから、重要管路ルートの選定を行い効率的な更新計画・耐震 化計画を策定し、耐震化を進めていきます。

附属建築物は、耐震1次診断で耐震性が中程度または低いと判断された施設や、2次診断で耐力不足と判断された施設のうち、耐震化されていないものについて、耐震性能や現地状況、建

設時期などから優先度を定め、統廃合も含めた施設の更新や耐震補強工事等を実施していきます。

(4) 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

配水系統や配水池規模等を見直し、ポンプ場及び配水池の統廃合を計画することにより、施 設保有量の縮減を進めていきます。

また、管渠等更新時には口径縮小の可否について検討し、更新事業量の縮減もあわせて進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化対策は、更新した場合と比較し、ライフサイクルコストの最小化を図ることができる場合に採用していきます。

なお、各水道施設の劣化状況を把握したうえで、法定耐用年数を超える目標使用年数(管路は法定耐用年数の 1.7 倍、構造物及び設備類は 1.5 倍を想定)を定めることにより、法令耐用年数よりも長期間使用し、費用の平準化を図っていきます。

また、将来を見据えた環境保全の取組みとして、省エネルギー対策の強化や小水力発電等の 再生可能エネルギー施設の導入を進めていきます。

4 インフラ施設 (下水道)

4-1 現状及び課題

≪施設一覧≫

※施設数量: R03 時点、有形固定資產減価償却率: R01 時点

分類	種別	施設数		有形固定資産 減価償却率
	管路施設 (排水管)	664, 401	m	
	処理場	3	箇所	
	ポンプ場	8	箇所	
下水道	雨水貯留施設	2	箇所	5.1%
	汚泥混焼施設	1	箇所	
	マンホールポンプ場	81	箇所	
	農業集落排水	1	箇所	

下水道施設は、未普及地域の整備を行っていったことにより、行政区域内人口普及率が令和 2 (2020) 年度には 95.52%に達しました。

今後も、市民の衛生環境を維持するため、汚水処理施設の整備や既存施設の耐震化及び更新等を行っていく必要があります。あわせて、集中豪雨が頻発するようになった近年、市民の命と財産を守るため、市街地の浸水対策として建設した雨水ポンプ場や調整池等の雨水排水施設についても適切に維持管理・更新等を行っていく必要があります。

しかし、今後は、人口減少に伴い料金収入が減少し、経営状況は厳しくなることが予想されることから、本市下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、実情に対応し中長期的な視野に立った事業全体の計画を策定し、それに基づく経営基盤の強化を図ることが必要となります。

4-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

施設の維持管理を適切に行うため、中長期的な視点のもとで、日常の巡視、点検を実施し、 施設の状態を監視し把握していきます。あわせて、予防保全の視点から、巡視・点検結果に基 づく調査や定期的な調査等を実施することにより、改修箇所を的確に把握し、長寿命化計画に 反映させていきます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設設備の機能は、稼働時間が長時間になるにつれ低下していきます。設備を設置した後に 維持管理を行わなければ、短期間で機能が大きく低下してしまいます。また、維持管理が不十 分な場合は、機能低下はそれほど改善されず時間の経過とともに老朽化は進行してしまいます。 一方、計画的な維持管理が実施されれば、長時間にわたって設備を稼働していくことが可能と なります。

施設の機能を適切に維持していくため、施設の健全度を把握し、予防保全の観点から、重要 度や優先度に配慮した計画的な維持管理を実施してきます。

(3) 耐震化の実施方針

管渠施設は平成 10 (1998) 年度、マンホールは平成 18 (2006) 年度、付属建築物は昭和 56 (1981)年6月以降に耐震基準が見直されたことから、それより前に設置した施設については、耐震性を有していない可能性があります。そこで、「多治見市公共下水道総合地震対策計画(平成 26年3月策定、平成 31年2月改定)」を策定し、各施設の状態や下水道整備の進捗状況等を反映させた耐震化の方針や優先順位等を定めました。これにより、耐震対策が必要と判断した下水道区域内の管渠施設・マンホールや旧耐震基準で建設された建築物(池田下水処理場、市之倉下水処理場等)を対象に、優先順位に従い耐震診断や耐震補強工事を順次、進めていきます。

(4) 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

今後の下水道事業の効率的で安定的な運営を目指し、「多治見市下水道ストックマネジメント 計画 (平成31年3月)」に基づき、施設全体の施設規模の最適化を計画的に進めていきます。

なお、この計画では、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮したリスク 評価等による優先順位付けを行い、施設点検・調査により施設の健全度を把握しながら、現状 に沿った修繕・改修等を計画的に進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

膨大な下水道施設において、施設破損後の事後保全では、市民生活に大きな支障が生じるだけでなく、コスト的にも不経済となります。あわせて、法定耐用年数を迎えた時点で単純に下水道施設の更新を行っていった場合、更新時期が集中し、すべての下水道施設を更新することは不可能となります。

そこで、今後より一層厳しさを増す財政状況の中、浸水対策や地震対策、合流改善対策といった複数の事業をより効率的に進めていくために、今後、老朽化に伴い急速に増加すると思われる改修事業量を適切に把握し、下水道設備の健全度評価を行うことにより改修の優先順位を定め、ライフサイクルコストの最小化を踏まえた長寿命化対策を進めていきます。

そのためには、長寿命化計画を定めた「多治見市下水道ストックマネジメント計画(平成31年3月)」だけではなく、下水道事業経営を踏まえた対策である「多治見市下水道事業経営戦略 (平成29年3月)」もあわせ、計画的に長寿命化のための修繕事業等を進めていきます。

5 インフラ施設(公園)

5-1 現状及び課題

≪施設一覧≫

※施設数量: R03 時点、有形固定資產減価償却率: R01 時点

分類	種別	施設数	有形固定資産 減価償却率
	都市公園 (箇所数)	135 箇所	
公園	(面積)	1, 569, 488 m²	80.5%
	児童遊園等	138 箇所	

公園施設は市民の憩いの場であり、加えて水辺空間や樹林地等の都市環境の改善に重要な役割を有しており、生物多様性の確保、低炭素化、ヒートアイランド緩和等の効果を発揮するなど、その社会的な意義は重要なものとなっています。

その重要である公園施設は、現在、施設の老朽化の進行に加え、団地開発などによる施設の 増大により必要な維持管理費はより一層増大していっています。

そのようなことから、地域における公園の価値・重要性について、公園の立地や周辺自然環境、住民人口、年齢構成などの変化を踏まえたうえで、将来の利用見込みも勘案しつつ整理し、施設の機能ごとに目標とする管理水準を設定し、適切な維持管理を行っていく必要があります。また、公園施設は多種多様な規模、構造、素材からなる施設の集合体であることから、健全度の調査や対応方策の検討等を行う作業量は膨大となります。そのことから可能な限り効率的な長寿命化計画を策定していく必要があります。

5-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検やパトロール、及び専門技術者による定期点検などを実施し、点検・補修履歴の管理を行い、施設の健全度を正確に把握していきます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

公園施設は子どもをはじめ利用者の安全確保を最優先する必要があることから、より厳密に 施設の安全性や機能が失われないよう、適切な施設点検、維持管理・修繕等を行っていきます。

(3) 適正配置 (統合・廃止等) の実施方針

膨大な数の公園施設を、限られた予算の中で安全性を確保しつつ機能を維持することは困難です。多種多様で膨大な数の公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性、立地条件や地域性等を考慮したうえで、適切な施設規模とするため、設備のスリム化や撤去・集約化等も含め検討していきます。

(4) 長寿命化の実施方針

施設を適切に長寿命化していくことで、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化や改築・ 更新費用の平準化を図っていきます。そのために、「公園施設長寿命化計画」で定めた管理手法 に従い、適切な施設点検を実施し、予防保全を基本とした維持管理修繕等を計画的に実施して いきます。

資料編

1 公共施設(建築物)一覧

施設名称	所在地	代表 建築年	総延床面積 (㎡)	備考		
行政系施設						
庁舎						
市役所本庁舎	日ノ出町2丁目 15番地	昭和 49 年	8,864			
市役所駅北庁舎	音羽町1丁目 233 番地	平成 26 年	9,730			
地区事務所	地区事務所					
本庁事務所	日ノ出町2丁目 15番地	昭和 49 年	93	市役所本庁舎内		
共栄事務所	小名田町3丁目 216 番地	昭和 55 年	26	R3.6 業務移管のため閉鎖		
小泉事務所	小泉町8丁目80番地	平成5年	49	小泉公民館内		
池田事務所	池田町7丁目 16 番地	昭和63年	43			
市之倉事務所	市之倉町8丁目 138 番地	昭和 55 年	68	市之倉公民館に併設		
滝呂事務所	滝呂町10丁目48番地	昭和 58 年	43			
南姫事務所	大針町字台 80 番地の2	平成9年	85	ふれあいセンター姫内		
根本事務所	根本町3丁目 55番地の1	平成 25 年	69	根本交流センター内		
旭ケ丘事務所	旭ケ丘8丁目 29番地の 99	平成6年	68	旭ケ丘公民館内		
脇之島事務所	脇之島町6丁目 31 番地の3	平成3年	81	脇之島公民館内		
笠原事務所	笠原町 2081 番地の1	昭和 59 年	44	笠原中央公民館内		
消防施設						
消防本部	三笠町2丁目 21 番地	昭和 59 年	1,554			
南消防署	三笠町2丁目 21 番地	昭和 59 年	1,514	消防本部庁舎内		
北消防署	光ケ丘4丁目 48 番地の4	昭和 46 年	1,076			
笠原消防署	笠原町字古御所 2081 番地の1	昭和 54 年	2,558			
消防分団車庫						
中央北分団車庫	上野町3丁目66番地の12	令和1年	108			
共栄分団車庫	小名田町1丁目 17番地の2	昭和 59 年	108			
中央南分団車庫	青木町 11 番地の5	昭和 60 年	104			
小泉分団車庫	小泉町2丁目 227 番地の3	昭和 62 年	108			
池田分団車庫	池田町2丁目 53番地の2	昭和61年	119			
池田南分団廿原車庫	廿原町 260 番地の4	平成2年	57			
池田南分団三の倉車庫	三の倉町 173 番地	平成4年	57			
池田南分団諏訪車庫	諏訪町 125 番地の1	平成5年	126	1階部分		
市之倉分団車庫	市之倉町8丁目 72 番地	昭和 55 年	92			
滝呂分団車庫	滝呂町 10 丁目 77 番地の2	平成1年	112	1階部分		
滝呂台分団車庫	滝呂町 14 丁目 183 番地の1	平成 11 年	108			
南姫分団車庫	大薮町 836 番地の1	昭和61年	108			
南姫分団北小木車庫	北小木町 661 番地の1	平成5年	64			
根本分団車庫併用詰所	根本町7丁目 87番地の3	平成 17 年	108			
北栄分団車庫	旭ヶ丘8丁目 29 番地の 90	昭和 63 年	108			
脇之島分団車庫	脇之島町6丁目 31 番地の3	平成3年	108	脇之島公民館内		
笠原第一分団車庫·詰所	笠原町字古御所 2081 番地の1	昭和 54 年	238	笠原消防署内		
笠原第二分団車庫·詰所	笠原町 1267 番地の5	平成 23 年	126			
上原消防車庫(中原)	笠原町中原 1138 番9他	平成4年	39			

その他行政系施設				
坂上町倉庫	坂上町6丁目34番地	平成6年	618	
星ケ台収蔵庫	星ケ台1丁目	平成4年	192	
旭ケ丘選挙資材倉庫	旭ケ丘7丁目 16 番地の1	昭和54年	138	
共栄水防倉庫	小名田町1丁目 18 番地	昭和 59 年	19	
小泉水防倉庫	小泉町2丁目 227 番地の3	平成7年	21	
池田水防倉庫	池田町4丁目 187番	昭和40年	53	
市之倉水防倉庫	市之倉8丁目 138 番地	昭和 55 年	20	
南姫水防倉庫	大針町5番地の 109	昭和36年	39	
根本水防倉庫	根本町8丁目 119 番地の1	不明	45	
旭ケ丘水防倉庫	旭ヶ丘7丁目 15 番地の1	平成6年	49	
上原水防倉庫	笠原町 1647 番地の1	不明	54	
生田車庫	生田町3丁目 47 番地	平成4年	153	
青木町車庫	青木町 21 番地の1	昭和 33 年	234	
 三の倉車庫	三の倉町猪場	平成 13 年	40	
		, ,,,,,		
小学校				
養正小学校	平野町2丁目80番地	昭和 53 年	7,820	
精華小学校	十九田町2丁目 119 番地	昭和 46 年	7,394	
共栄小学校	高田町3丁目 64 番地	昭和 43 年	5,031	
昭和小学校	平和町4丁目 180 番地	昭和 56 年	7,369	
小泉小学校	小泉町7丁目 90 番地	令和3年	8,718	R3.3 建て替え
池田小学校	池田町6丁目 25 番地	平成 25 年	7,839	
市之倉小学校	市之倉町 10 丁目 381 番地	昭和60年	6,115	
滝呂小学校	滝呂町 12 丁目 186 番地の4	平成 18 年	9,781	
南姫小学校	大藪町字諸家 1237 番地の1	昭和 42 年	4,802	
根本小学校	高根町4丁目6番地の5	昭和 50 年	6,799	
北栄小学校	旭ケ丘 10 丁目6番地の 82	昭和 55 年	8,708	
脇之島小学校	脇之島町7丁目 39 番地の2	昭和 62 年	6,880	
笠原小学校	笠原町字富士下 3387 番地の9	昭和 40 年	7,509	
中学校	<u> </u>			
陶都中学校	住吉町7丁目1番地	平成 11 年	9,324	
多治見中学校	美坂町4丁目 10 番地	平成 13 年	8,484	
平和中学校	脇之島町1丁目1番地	平成5年	8,066	
小泉中学校	小泉町7丁目 70 番地	昭和 49 年	8,164	
南ケ丘中学校	大畑町大洞 48 番地の1	昭和 58 年	7,390	
北陵中学校	旭ケ丘 10 丁目6番地の 82	昭和 54 年	7,872	
南姫中学校	大針町字屋作 283 番地の1	昭和63年	6,159	
笠原中学校	笠原町字向嶋 2455 番地の 12	昭和 51 年	8,666	
周理場等	,			
大畑調理場	大畑町3丁目 114 番地の2	昭和53年	1,365	R3.8 閉鎖
共栄調理場	虎渓山町7丁目4番地の2	昭和 58 年	1,024	R3.8 閉鎖
養正小学校近接校対応調理場	平野町2丁目80番地	平成 28 年	959	養正小学校敷地内
昭和小学校近接校対応調理場	平和町4丁目 180 番地	平成 30 年	1,006	昭和小学校敷地内
食器洗浄センター	大畑町3丁目 114番地の2	平成6年	2,862	R3.8 閉鎖
食育センター	姫町6丁目1番地の10	令和3年	3,421	R3.8 供用開始

その他教育施設		,		
児童等適応指導教室(さわらび学級)	美坂町8丁目8番地	昭和 45 年	619	
卡民文化系施設				
公民館				
養正公民館	陶元町 135 番地の3	平成2年	976	
精華公民館	上野町4丁目 23 番地の1	平成6年	991	精華交流センター内
小泉公民館	小泉町8丁目80番地	平成5年	1,238	
市之倉公民館	市之倉町8丁目 138 番地	昭和 56 年	820	
南姫公民館	大針町字屋作 283 番地の1	平成3年	992	
根本公民館	根本町3丁目 55番地の1	平成 25 年	706	根本交流センター内
旭ケ丘公民館	旭ケ丘8丁目 29番地の 99	昭和53年	590	
脇之島公民館	脇之島町6丁目 31 番地の3	平成3年	763	
笠原中央公民館	笠原町字古御所 2081 番地の1	昭和 59 年	5,352	
図書館				
図書館本館	豊岡町1丁目 55 番地	平成9年	2,899	ヤマカまなびパーク内
子ども情報センター	常盤町1番地	昭和63年	590	
図書館笠原分館	笠原町字古御所 2081 番地の1	昭和 59 年	411	笠原中央公民館内
博物館等	•			
美濃焼ミュージアム	東町1丁目9番地の27	昭和 62 年	1,350	
モザイクタイルミュージアム	笠原町字古御所 2082 番地の5	平成 28 年	1,925	
土岐川観察館	平和町6丁目84番地の3	平成 21 年	181	
文化財保護センター	旭ケ丘 10 丁目6番地の 26	平成4年	2,131	
その他市民文化系施設		l		
	豊岡町1丁目 55 番地	平成9年	6,215	ヤマカまなびパーク内
市民活動交流支援センター	豊岡町1丁目 55 番地	平成9年	90	ヤマカまなびパーク内
文化会館(バロー文化ホール)	十九田町2丁目8番地	昭和 56 年	7,736	
三の倉市民の里	三の倉町猪場 37 番地	平成1年	2,704	
老人福祉センター	太平町2丁目 39 番地の1	昭和63年	504	総合福祉センター内
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	滝呂町 10 丁目 87 番地の4	平成8年	351	サンホーム滝呂内
ー 南姫老人福祉センター	大針町字台80番地の2	平成9年	360	ふれあいセンター姫内
障害福祉施設				
障害者福祉センター	太平町2丁目 39 番地の1	昭和 63 年	349	総合福祉センター内
児童福祉施設		<u> </u>		<u> </u>
発達支援センター「なかよし」	元町3丁目 28 番地	昭和 35 年	436	
発達支援センター「ひまわり」	笠原町字中原 1194 番地の 1	昭和 44 年	1,029	
母子・父子福祉センター	太平町2丁目 39番地の1	昭和 63 年	26	令和 2 年度廃止
その他社会福祉施設		WHITE OF T	20	RATE STANDARD
総合福祉センター(管理部門)	太平町2丁目 39番地の1	昭和 63 年	2,373	
心口田田 [27] (日注刊]]	笠原町字下神戸 2900 番地の6	平成4年	1,824	
かさけら福祉センター	1 1/2/NOTE 1 1 11/1/ 40/00 TELEVICE	1 // 1 7	1,041	
かさはら福祉センター				
子育て支援施設				
子育て支援施設 保育園		亚战 5 年	1 959	
子育て支援施設	元町4丁目 10 番地の2 星ケ台3丁目7番地の3	平成 5 年 平成 28 年	1,253 1,957	

小泉保育園	小泉町2丁目 153 番地	昭和 58 年	817	
池田保育園	池田町3丁目 120 番地	平成 15 年	1,340	
北野保育園	喜多町8丁目 27 番地	昭和 48 年	741	
市之倉保育園	市之倉町8丁目 20 番地	昭和 51 年	1,063	
旭ケ丘保育園	旭ケ丘8丁目 29番地の 43	昭和 49 年	1,020	
笠原保育園	笠原町字中崎 1974 番地の1	昭和 57 年	1,886	
養正小学校附属幼稚園	平野町2丁目 79 番地	昭和 47 年	865	
	白山町3丁目1番地	平成 31 年	1,280	
昭和小学校附属幼稚園	平和町4丁目 180 番地	昭和 47 年	554	
	明和町4丁目5番地の257	昭和 52 年	882	
笠原小学校附属幼稚園	笠原町字富士下 3387 番地の9	昭和 53 年	1,260	
児童館・児童センター			· ·	
坂上児童館	坂上町7丁目30番地	昭和 40 年	229	
精華児童館	上野町4丁目 23 番地の1	平成6年		精華交流センター内、R1移転(一部増築)
共栄児童館	高田町6丁目 40 番地	昭和 57 年	199	
中央児童館	御幸町2丁目95番地	昭和 44 年	184	
小泉児童センター	小泉町7丁目 178 番地	令和2年		小泉交流センター内
太平児童センター	太平町2丁目 39 番地の1	昭和 63 年	713	総合福祉センター内
市之倉児童センター	市之倉町7丁目 124 番地	平成5年	449	
一	滝呂町 10 丁目 87 番地の4	平成8年	472	サンホーム滝呂内
南姫児童センター	大針町字台 80 番地の2	平成9年	456	ふれあいセンター姫内
根本児童センター	根本町3丁目 55 番地の1	平成 25 年	596	根本交流センター内
旭ケ丘児童センター	旭ケ丘7丁目 16番地の 62	平成2年	336	
脇之島児童センター	脇之島町6丁目 31 番地の5	平成6年	456	
笠原児童館	笠原町字森裏 2837 番地の2	昭和 56 年	640	
産業系施設				
産業文化センター	新町1丁目 23 番地	平成5年	8,319	
勤労者センター	幸町1丁目 54 番地	昭和 59 年	550	
スポーツ施設				
体育館				
総合体育館(感謝と挑戦のTYK体育館)	大畑町2丁目 150 番地	昭和 60 年	8,880	
笠原体育館	笠原町字木曽畷 2072 番地の5	昭和 62 年	3,604	
屋外体育施設		L		
市営球場	美坂町4丁目1番地	昭和 24 年	293	
北丘運動広場	北丘町7丁目 13番地の2	平成6年	7	
星ケ台運動広場	星ヶ台3丁目 20 番地	平成5年	69	
梅平運動広場	笠原町 4164 番地の1	昭和 55 年	159	
向島運動広場	笠原町字森下 1651 番地の1	昭和 55 年	39	
星ケ台競技場	星ヶ台3丁目 19番地	平成8年	1,796	
旭ケ丘弓道場	旭ヶ丘 10 丁目6番地の 83	昭和 54 年	398	
向島テニスコート	笠原町字森下 1651 番地の1	昭和 56 年	90	
三の倉センター	三の倉町猪場 37 番地	平成 15 年	18,662	
大畑センター	大畑町大洞 48 番地の 35	昭和 48 年	7,316	
堆肥化センター	三の倉町猪場 37 番地	平成 18 年	310	
月見センター	月見町3丁目 73番地の2	平成2年	1,750	
笠原クリーンセンター	笠原町字梅平 4022 番地の7	平成1年		ごみの受入れは終了
	1		·	l

公営住宅					
美坂団地	美坂町7丁目	昭和 29 年	927		
高田団地	高田町2丁目	昭和 33 年	168		
南姫団地	姫町1、2丁目	昭和 36 年	3,658		
国京団地	姫町6丁目	平成 10 年	3,114		
松坂団地	松坂町1丁目	昭和 30 年	1,409		
高根団地(低層、集約化促進住宅)	高根町3丁目、4丁目	昭和34年	1,866		
高根団地(中層)	高根町3丁目	昭和 60 年	8,203		
旭ケ丘第一団地	旭ケ丘5丁目	昭和 44 年	2,893		
旭ケ丘第二団地(低層O)	旭ケ丘8丁目	昭和 48 年	4,002		
旭ケ丘第二団地(低層P)	旭ケ丘8丁目	昭和 50 年	1,331		
旭ケ丘第二団地(中層)	旭ケ丘8丁目	昭和 51 年	14,682		
旭ケ丘第三団地	旭ケ丘 10 丁目	昭和 46 年	5,660		
草口住宅団地	笠原町字平下	昭和 39 年	1,906		
西ヶ平住宅団地	笠原町字梅平	昭和 44 年	3,679		
向島住宅団地	笠原町字向嶋	昭和 53 年	1,215		
平園第二住宅団地	笠原町字平園	昭和 36 年	28	R3.8 解体	
病院施設		L	<u>I</u>		
市民病院	前畑町3丁目 43 番地	平成 24 年	19,779	病院事業会計	
市之倉診療所	市之倉町8丁目 114 番地	昭和 47 年	120	病院事業会計	
その他施設	<u>'</u>				
駐車場					
豊岡駐車場	豊岡町1丁目 65 番地	昭和 52 年	6,066	特別会計	
豊岡原動機付自転車駐車場	豊岡町1丁目 71 番地	昭和 59 年	183	特別会計	
駅北立体駐車場	白山町1丁目 228 番地	平成 26 年	9,024	特別会計	
駅東原動機付自転車駐車場	本町2丁目 70 番地の1	昭和 57 年	56	特別会計	
その他					
陶磁器意匠研究所	美坂町2丁目 77 番地	昭和 42 年	2,806		
火葬場	大薮町字上迫間洞 249 番地	平成 28 年	2,940		
虎渓用水広場	音羽町1丁目 229 番地	平成 28 年	207		
多治見駅観光案内所	音羽町2丁目 79番地の1	平成 21 年	36	駅南北連絡通路と一体	
駅北公衆トイレ	白山町1丁目 77番地の3	平成 27 年	57		
駅南公衆トイレ	音羽町2丁目 79番地の1	平成 21 年	124	駅南北連絡通路と一体	
虎渓山永保寺公衆便所	虎渓山町1丁目 40 番地の1	平成3年	29		
永保寺駐車場観光便所	虎渓山町5丁目 10 番地	平成9年	33		
修道院観光便所	上山町2丁目1番地の1	平成6年	24		
姫駅公衆トイレ	姫町1丁目 130 番地の1	平成 27 年	10		
ホワイトタウンバス停公衆トイレ	脇之島町6丁目 30 番地の4	平成8年	6		
北市場霊園	金岡町4丁目 70 番地	昭和63年	53		
平和霊園	脇之島町3丁目24番地	昭和 43 年	93		
大気環境測定所	笠原町 1194 番地の1	平成 18 年	7		
旭ケ丘教職員住宅	旭ケ丘7丁目 16番地の 57	平成6年	1,225		
合 計			422,364		
				施設白書 R3 年度版 』より	

『多治見市公共施設白書 R3 年度版』より

2 用語の解説

用語	定義
公共施設 <u>等</u>	市有する公共施設及びインフラ施設のこと。
公共施設	市有する施設のうち、インフラ施設を除く建築物のこと。(公共施設、公用施設とも)
インフラ施設	道路、橋梁、農道、林道、河川、公園、治山、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物のこと。
維持管理・修繕	機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等で、実施後の効用が当初の効用を上回らないもののこと。 (補修・修繕の例:エアコンの部品交換等)
改修	施設等を直すことで、実施後の効用が当初の効用を上回るもののこと。転用も含む。 (例:照明をLED照明に取替え、トイレの便器を洋式に取替え等)
更新	施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却を含む。 建築物…建替え、除却等 設備機器…取替え、撤去等(例:配管の取替え等)
保全	建築物(設備を含む。)が完成してから取り壊されるまでの間、性能 や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・ 機能を確保し、保持し続けること。
予防保全	内外装や設備機器等に不具合、損傷、故障が発生する前に予防的な 処置(更新・改修・修繕等)を行うこと。事後保全と比べて突発的な 損傷や機能停止によるトラブル発生を防止できるだけでなく、内外装 や設備機器等の長寿命化を図ることができる。
事後保全	内外装や設備機器等に不具合、損傷、故障が発生してから処置(更新・改修・修繕等)を行うこと
PPP	Public Private Partnership の略。公民連携事業の総称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を図るもの。 PFI は、PPP の代表的な手法のひとつ。
PFI	Public Finance Initiative の略。民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に公共サービスを提供する手法。
地方債	地方公共団体が発行する公債。 将来施設を利用する住民との負担の公平性を図るため、施設整備に 当たっての資金の借り入れが認められている制度。
基金	一般世帯の貯金に当たるもので、特定の目的のために財産を維持し、 資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又 は財産のこと。
ライフサイクルコスト	建築物の建築から解体までにかかる費用。建築物を建てる際にかかる費用「イニシャルコスト(初期費用)」と竣工後の運営や維持管理にかかる費用「ランニングコスト(維持運営費)」を合わせた費用のこと。

ファシリティマネジメント	ファシリティ(土地、建築物、構造物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有、使用、運営、維持管理していくための総合的な経営活動のこと。
アセットマネジメント	公共施設等を資産(アセット)として捉え、公共施設等の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して公共施設等を計画的かつ効率的に管理する手法。
ストックマネジメント	公共施設等の点検等に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存の 公共施設等(ストック)の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイク ルコストの最適化を図るための技術体系や管理手法の総称。
有形固定資産	長期(1年超)にわたり事業のために使用する目的で保有する資産のこと。具体的には、土地、建築物、建築物附属設備、構築物、機械装置など実体のある資産のことをいう。
償却資産	有形固定資産のうち、使用や時の経過により価値が減少するもの。 (建築物、建築物附属設備、構築物、機械装置等) 取得原価は、減価償却を通じて、耐用年数にわたり費用分配される。
非償却資産	有形固定資産のうち、使用や時の計画により価値が減少しないもの。(土地等) 減損処理を除き、原則として費用分配は行わない。
減価償却費	固定資産の取得にかかった費用の全額をその年の費用とせず、耐用 年数に応じて各期に配分し、その期に相当する金額を費用に計上する 勘定科目のこと。資産の当年度の老朽化の度合いを数値化したものと 捉えることも可能。
減価償却累計額	これまでの減価償却費の累計額。累計額が多いということは、それ だけ資産が老朽化していることと捉えることができる。
有形固定資産減価償却率	保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額などに対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標。この割合が高いということは、それだけ資産が老朽化していることと捉えることができる。

多治見市公共施設等総合管理計画

発行 : 平成 28 (2016) 年 3 月

令和 4 (2022) 年 3 月 改定

編集 : 多治見市役所

企画部 公共施設管理課

〒507-8703

多治見市日/出町2丁目15番地

☎0572-22-1111 (内線 1416)